

平成27年第2回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成27年6月9日(火曜日)

議事日程 第1号

平成27年6月9日(火曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について(委員会視察報告) |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 6 | 発議第 3号 議員派遣の件について |
| 日程第 7 | 報告第 1号 平成26年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 2号 平成26年度みなかみ町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 3号 平成26年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| | 報告第 4号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第 8 | 承認第 1号 みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第 2号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第 3号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| 日程第 9 | 承認第 4号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告について |
| 日程第10 | 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| | 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第53号 平成27年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ購入契約の締結について |
| | 議案第54号 平成27年度みなかみ町立小・中学校パソコン・プリンダ機器購入契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第55号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第56号 みなかみ町社会福祉法人の助成に関する条例について |
| 日程第14 | 議案第57号 平成27年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第58号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |

議案第59号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第15 一般質問

- ◇ 林 一彦 君 . . . 1. 空き家対策特別措置法施行後の町の対応について
2. 中学校の統合について
3. 「みなかみ観光会議」について
 - ◇ 石坂 武 君 . . . 1. 当初予算及び補正予算の捉え方について
2. 学校給食の提供に伴う、アレルギー対策について
 - ◇ 原澤良輝 君 . . . 1. マイナンバー制導入による町民の影響は
2. 放射性廃棄物処理場から水源を守る条例制定
3. 月夜野こども園運営体制について
 - ◇ 高橋久美子君 . . . 1. 町民サービスの充実について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	林喜美雄君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	河合生博君

欠席議員 なし

会議録署名議員

7番	中島信義君	16番	小野章一君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	石田洋一	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	増田郁夫君	参与	田村秀君
会計課長	高橋正次君	総務課長	増田伸之君
総合政策課長	増田和也君	税務課長	中島直之君
町民福祉課長	内田保君	子育て健康課長	高野一男君
生活水道課長	高橋孝一君	農政課長	原澤志利君
観光課長	澤浦厚子君	まちづくり交流課長	宮崎育雄君
地域整備課長	上田宜実君	教育課長	岡田宏一君
水上支所長	林昇君	新治支所長	田村良一君

開 会

午前9時 開会

議 長（河合生博君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりお忙しいところ、定刻までにご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成27年第2回6月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（河合生博君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議長のお許しをいただきましたので、議会の冒頭で一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

今年度初めてとなります議会を本日招集いたしましたところ、早速全ての議員のご参集を賜り、厚く感謝申し上げます。

みなかみ町新設10周年となります新年度に入り、はや2カ月が経過しました。議員各位におかれましては、休会中もいつもどおり諸般の町政の調査研究や町の関連行事へのご参加など、大変積極的にご活動いただき、改めて感謝申し上げます。

5月は気象観測始まって以来という暑い日が続きました。東日本の各地では、月平均気温が平年比で、ところにより3度程度、また、いずれの観測地点でも2度以上高かったと言われております。あわせて降雨が大変少なく、野菜などの生育がおくれているため、全国的に生鮮野菜の値段が高どまりしております。

みなかみ町では、5月の降雨量が平年の118ミリに比べ44ミリと、平年の4割ほどで、極めて少なくなりました。このため、一部には田植えが遅くなった場所もあるなど、農業への影響が心配されましたが、6月に入ってから降雨で一息ついたところというところがございます。

観光分野におきましては、5月の連休の日にちの並びがよかったこともあり、前年比108%の入り込みがありました。

さて、現下の取り組みとして注目されています、ひと・まち・しごと創生法に基づく、みなかみ町の総合戦略についてであります。地方創生に係る先行型交付金を3月議会でご審議いただいたときに、地方創生戦略の作成についてもご説明申し上げたところですが、我がみなかみ町では総合戦略をみずからの努力で作成するという基本方針にしております。先般、毎日新聞でも報道されましたので、ご承知の方も多いと思いますが、地方創生の総合戦略の作成を外部の地域計画コンサルタントに委託しないというのは、群馬県内では、

みなかみ町だけだと知り、ある意味驚いているところでもあります。

みなかみ町まちづくりビジョン策定委員会から昨年末にいただいた答申に、我が町の主要な課題や問題点、そして、今後の発展のために必要な手だて等が網羅されております。これまでも述べさせていただいていますように、長期ビジョンとして、この提言を生かしていくことは当然であります。取り組みの優先順位や具体化に至る詳細な問題の把握や検討も不可欠だと思っております。これらの解決に向けまして、議員各位ご承知のとおり、地方創生に関する国の人材支援制度を活用して、田村秀教授にみなかみ町参与として総合戦略の作成についてのご指導をいただいているところであります。田村参与は4月より、大変精力的に町内各方面を訪ね、それぞれの地域の特徴の理解のため、多くの住民と意見交換されるなど、地域課題の把握とその解決方法の検討を開始していただいております。

総合戦略の作成に必要な将来の人口フレーム等については、おおむねの数字ができております。みなかみ町創生戦略の骨子を、あと2カ月程度でまとめ、その後に石破地方創生担当大臣との懇談の際にご指摘のあった、「住民全員が町の現状を明確に認識し、将来の方向性について的一致した意識のもとで、力を合わせて取り組んでいくための計画とする」、そのような作業に入りたいと考えております。

なお、利根沼田として全体的かつ包括的総合戦略の作成が必要だとの意見があり、沼田市長を中心として、川場村が事務局を務めることで検討が開始されております。

みなかみ町としては、総務課長をメンバーとして調整会議に参加しており、町の総合戦略の幾つかのテーマをその中に組み込むことを考えております。その中の1つとしては、同じ構成員で組織する利根沼田学校組合が運営しております利根商業高等学校へ国の支援を直接いただく方法の構築をお願いすることを考えております。

この機会ですので、利根商の改革検討の現状をご報告いたします。

ご存じのとおり、現在の組合立の形で運営を続けることを実質的には決定しておりまして、学生数を確保し、さらに今後の発展を図るため、学校組合教育委員会のもとで、高等学校教育研究会が組織され、積極的な検討がなされております。研究会として教育委員会に対し、7月をめどに改革案を答申すると聞いております。その後、教育委員会より学校組合理事会に対し、報告があるものと承知しております。

改革の方向性であります。その1つとして、寮を整備することにより、スポーツの部活の実績を上げ、県外を含む広範囲からの生徒を受け入れるということがあるようであります。

次に、観光についてでございますが、我が国への外国人観光客は円安の影響やピザの発給緩和などの効果があり、2013年の1,036万人の訪日が2014年には1,456万人へと大きく伸びております。みなかみ町では、この間に167%の伸びと、全国平均を上回っております。特にその中でも台湾からの訪問は平成24年、1,393人が平成26年には3,635人となっており、さらに、ことしも昨年比1.7倍程度の推移となっております。教育旅行協議会の台湾での広報活動など、直接訪問しての観光情報の発信が効果をあらわしているものでありまして、台南市で直接みなかみ町の観光資源を説明し、理解いただいた旅行者がみなかみ町への旅行企画をふやしてきていております。

その状況を知った台南市内の主要旅行業者から説明会の開催を要望され、私も台湾を訪問し、5月14日にみなかみ町の観光説明会を開催し、各社の責任者に直接情報提供したところでございます。約50社が参加した説明会には、台南市の頼清徳市長が挨拶に見えられ、直接みなかみのよさを力説してくださったこともあり、多くの企画が動き始めております。

一例として、早速今月5日より林雲県西螺鎮公所、西螺市と言わせていただきます。ここの経営する市場有限会社が鄭市長を初めとする訪日調査団を、みなかみ町を拠点として群馬県の農業事情を視察されるというなどの効果が既に出ております。6月16日にインバウンド推進協議会が主催する、みなかみ町国際観光事業講演会の機会に、台湾での観光情報発信について広くご説明する機会を設定しておりますので、議員各位におかれましては、ぜひご参加くださるようお願い申し上げます。

今後とも議会の政策立案機能を尊重した行政執行に努めてまいりますので、議員各位のさらなる指導をお願い申し上げます。

また、我がみなかみ町議会の熱心なご活動は、他に例を見ないレベルであり、今までの研修研究の成果を生かされ、みなかみ町に必要な条例制定など、議会活動をさらに強化していただくことをご期待申し上げます。

さて、今回の定例会に提案いたします案件は、報告案件4件、承認案件4件、諮問2件、契約締結2件、条例2件、補正予算が3件でございます。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会に際してのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（河合生博君） 町長の挨拶が終了いたしました。

教育長挨拶

議長（河合生博君） 続きまして、本年教育長に就任をされました増田郁夫君より就任の挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育長増田郁夫君。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 皆様、おはようございます。

3月20日の議会で皆様のご同意をいただきまして教育長を拝命いたしました、増田郁夫でございます。

議会の貴重なお時間をいただきまして、就任に当たってのご挨拶をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私が教員生活を水上中学校で始めたときですが、先輩の先生方が大変丁寧にご指導くださいまして、「情熱と専門性をしっかり持って子供の前に立つんだ」と。そして、子供の前に立てるように育てていただきました。

また、私が子供の頃は師の近所の方々に、地域の人としての生き方も教えていただきま

した。おかげさまで、「人を大切にし、そして、それを伸ばし、守り抜くこと、さらに地域や人を愛し続けるということは、どんなことがあっても忘れてはならない」、こういったことを子供たちや私の後輩の教員たちにもお伝えさせていただくことができました。

現在、教育行政を推進するに当たりまして、この学びを生かして、みなかみ町の皆さんが生涯楽しく学び続けることを大切にして、スポーツや地域の貴重な伝統、そして、文化財などを維持するための環境づくりと学び合う機会の設定にも努め、豊かな心と健康な体を培う人間関係づくりをぜひ推進してまいりたいと思っております。こうすることで町民の皆さんが未来をたくましく生きる人づくりに教員と一緒に取り組んでくださり、明るく、お互いに支え合う温かい豊かな心を持った活力のあるふるさとづくりにつなげることが着実にできるだろうと考えております。

また、学校教育につきましては、小中連携教育や英語、道徳の教科化、こういった大きな教育改革が進められているところでございますが、それらへの積極的な対応をして子供たちに、みんなで仲よく学び合い、感謝と感動を持って、未来に向かってたくましく生きる力を育むために、まず、みなかみ町を愛し、豊かな自然を生かした体験を各学校の教育課程に取り入れた、特色のある学校経営を推進すること。そして次に、保護者や地域の方と密接に連携を図って、子供たちに自己肯定感を育むために、全教職員が一丸となって取り組むように指導してまいりたいと考えております。

そうすることで、今、課題となっております学力や体力向上、いじめや不登校等への適確な指導ができると考えております。子供たちが、いつも夢や希望を持ち続けて、お互いに助け合って生きていくことを大事にしたいと考えております。

そこで、教育行政として教育環境整備に努力してまいります。一人一人を大切にされた特別支援教育、ふるさと学習の体験を推進していきます。特に環境整備として最も重大な課題でございます、「少子化に対応した活力のある学校づくり」の整備作業に取り組んでまいりたいと考えております。

どうか、今後の教育行政の方向性等につきましても、ご理解、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（河合生博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

7番 中島信義君

16番 小野章一君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（河合生博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月9日より6月19日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月19日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（河合生博君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の報告をいたします。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め、各委員長、各委員の参加をお願いいたしまして、ご協力をいただきましたことを申し添えます。

3月23日、いはるこども園を初め、各こども園、幼稚園の卒業式、各小学校の卒業式に参加をいたしました。

4月1日、高橋事務局長から石田事務局長への人事異動により辞令交付式。

4月4日、月夜野保育園を初めとする各幼稚園、こども園の入園式。

4月7日、各小学校、中学校の入学式。

4月8日、利根商業高等学校の入学式に参加をいたしました。

4月13日、利根沼田広域市町村圏振興整備組合4月定例議員協議会が開催され、人事異動と以前からの利根中央病院への産婦人科常勤医師派遣についての要望に関して、3人目の産婦人科常勤医師の採用報告があり、なお、帝京大学医学部、東京女子医科大学への派遣要請は継続中との報告でありました。

4月21日、川場村外山村長の無投票当選祝いに参加。

4月23日、みなかみ町区長会総会を初め、各種団体の総会に参加をいたしました。

4月26日、川場村、片品村、沼田市議会議員選挙が行われ、また、友好都市の取手藤井市長も3選を果たし、今までと変わらぬおつき合いをしていただけることになりました。

5月18日、利根郡町村議長会が開催され、役員改選により議長会長に私、河合が、副

会長に高橋昇三昭和村議長が、監事に星野千里片品村議長、丸山利雄川場村議長、顧問に星野稔沼田市議会議長が就任をいたしました。その後、平成26年度利根郡町村議長会歳入歳出決算が承認され、歳入額25万2,870円、歳出額22万9,759円、残額2万3,111円で承認をいたされました。

また、7月22日から23日に利根郡町村議会議員議会事務局長研修会が、みなかみ町内のホテルにおいて開催されることが決定をいたしました。

同18日、第2回利根沼田学校組合議会臨時会が開催され、空席の副議長に高橋昇三昭和村議長、監査委員に星野稔沼田市議会議長が就任をいたしました。その他条例改正や追加補正が提出され、歳入歳出の総額を5億6,350万4,000円に決定をいたしました。

5月21日、みなかみ町の田村秀参与により地方創生についての議員研修会が開催され、全員の参加をみました。

5月22日、群馬県町村議会理事会在群馬県町村会館で開催され、役員を選任が承認され、会長に柳沢玉村議長、副会長に金井榛東村議長、中澤上野村議長、監事に高橋昭和村議長が、もう一方、福田千代田町議長が選任をいたされました。

5月26日、中野サンプラザにおいて全国町村議長会が開催され、講演者として帝京大学経済学部教授、内貴滋先生、関西大学政策創造学部教授、白石真澄先生、読売新聞編集員、青山彰久先生の3人の講演を拝聴いたしました。共通な意見として、自治体地域には無限の力と可能性があり、地域振興は白いキャンパスに自由に絵を描き、みずから決めて、みずから責任をとる。経験を地域で共有して、次の糧とする。また、行政評価制度で地域の多様性を奪うこともないような仕組みづくりが必要等の講演を受けました。

5月31日、みなかみ町と友好都市の皆様を迎えて、赤谷湖Eボート大会及び平標山開き。

6月1日から2日、議長、事務局長研修会が全国町村会館で開催され、過日、理事会で選任をいたしました会長以下の人事案件を承認、決定いたしました。その後、議長、事務局長研修に入り、元全国都道府県議会議長会議事調査部長、野村稔氏による「議会運営と議長、事務局長の留意点」と題しての講演を拝聴、その後、本県選出国會議員10人との意見交換会が行われ、地方議会の意見書に対する誠実対応及び地方創生に関する要望を行いました。

翌日2日目は、首都東京大学の杉教授による人口減少を踏まえた自治体のあり方、町村自治の輝きを目指してを、引き続き、東京医科歯科大学、藤田紘一郎教授による健康管理術「免疫力を高める生活のすすめ」の、以上お二人に講演を受け、終了いたしました。

6月7日、群馬県消防協会利根沼田支部主催のポンプ操法競技会が沼田公園にて開催され、みなかみ町消防団、ポンプ車の部に第2分団、第10分団が参加、小型ポンプの部では第5分団、第10分団が参加され、ポンプ車、小型ポンプの部とも第3位入賞を含め、大健闘をしていただきました。

その他の日程は議会事務局で閲覧してくださるようお願いをいたします。

以上をもちまして議長報告といたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について（委員会視察報告）

議長（河合生博君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長阿部賢一君。

（総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇）

総務文教常任委員長（阿部賢一君） おはようございます。

それでは、4月27日、埼玉県東秩父村において総務文教常任委員会及び厚生常任委員会合同行政視察について、代表してご報告を申し上げます。

目的は、みなかみ地区においては本年2月末でオフトーク放送が終了しました。防災無線放送も平成34年において終了予定であります。そのような状況のもと、防災タブレット端末機を村民全戸に配布している東秩父村においての取り組みを研修し、また、防災に限らず、これから迎える高齢者福祉の観点から活用できないかということで、厚生常任委員会との合同視察となりました。

東秩父村は、埼玉県西部に位置し、都心から60キロ圏に属し、山の中腹や川沿いに集落が開けているのが特徴であり、人口は3,121人、世帯数は1,099世帯と、埼玉県内最小の自治体であります。ちなみに、議員定数は8名とのことであります。

初めに、足立村長の歓迎の挨拶をいただき、その中で、皆様ご承知のことと思いますが、「細川紙」がユネスコ無形文化遺産に登録されたのを契機に、和紙の里として、その整備を進め、村の活性化をこれから図っていくというお話をいただきました。

早速、総務課防災担当の山崎氏より防災情報システムについて、実際にそのタブレットを手にとりながら説明を受けました。導入経緯は平成24年3月基本構想を策定、議会全員協議会において説明、4月新方式の決定、8月基本方針の策定、平成25年6月契約の締結、そして、その26年4月に各行政区において合計29回の住民説明会を開催し、タブレット端末の配布を得て、音声告知システム及びタブレット情報配信システムの運用を開始しました。

特徴としては、情報伝達率の高さとして、スピーカー、いわゆる本町における防災無線放送と理解していただいているのかと思います、を見ながら文字情報を中心とすることで、正確、詳細な情報が伝達可能となりました。防災無線は、いわゆるタブレットを見るきっかけとして捉えている。その他維持管理費の軽減、平時での活用としてお知らせ、広報紙の配信、見守り等を行うことで利用を活発にし、住民生活をサポートするとのことであります。

これを本町に置きかえてみますと、いわゆる行政での回覧の内容とか各種イベントの開催などを配信することで、非常に住民サービスの向上が図られるのではないかというふうに考えました。

質疑においては、購入台数は1,200台、村民負担は充電のための電気代のみである。

故障時の対応は村民に貸与している、いわゆる予備機と交換する。目的外の利用はできない。バッテリーがどのくらいもつのか、約8時間であるとのことでありました。対応といえますか、これをいわゆる使いこなせない人への対応ということについては、個別に親切に丁寧に説明を繰り返すということでありました。

ランニングコストは、システム導入コスト8,085万円、タブレット通信費、年間1,100万円、経費3億800万円の内訳は、導入コスト8,085万円、屋外音声告知システム1億9,950万円、電波供給基地2基、2,400万円、その他諸経費400万円とのことでありました。

その財源の内訳としては、地方創生元気が出る交付金6,130万円、県補助金2,500万円、過疎債7,920万円、基金取り崩し1億4,000万円、一般財源200万円とのことでありました。

高齢者の見守りシステムについての質疑には、タブレットの確認という機能があり、その機能を1週間程度使用していない場合は、そのお宅に直接連絡をしているとのことでありました。

等々いろいろ質疑があり、結びに、最後にお礼の言葉を述べさせていただき、秩父村を後にいたしました。

本町に置きかえてみて考えてみますと、防災、福祉、財源など、いろいろの角度から早急に検討し、何らかの情報伝達手段を町民に示さなければならないことを確認した研修でした。

以上、委員長報告といたします。

議長（河合生博君） 以上で閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（河合生博君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までには受理いたしました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（河合生博君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第6 発議第3号 議員派遣の件について

議長（河合生博君） 日程第6、発議第3号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

[巻末 参考資料]

- 日程第7 報告第1号 平成26年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 平成26年度みなかみ町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成26年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第4号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長 (河合生博君) 日程第7、報告第1号、平成26年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長 (岸 良昌君) 報告第1号から報告第4号まで一括してご説明申し上げます。

平成26年度から平成27年度へ繰り越した事業について、その額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げます。

報告第1号、平成26年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の繰越事業数は49事業、総事業費12億2,890万9,000円となりました。

事由別に申し上げますと、第1に、国の補正予算等に対応して予算措置した事業において、事業期間が短期間であるため年度内に事業完了できなかったものが、2款総務費のみなかみ幸せ創生本部事業、たくみの里活性化事業、ユネスコエコパーク調査事業、地場産品普及開発事業、地産地消推進事業、7款商工費のプレミアム付商品券発行事業補助金交付事業、インバウンド受入体制整備事業、みなかみ観光会議運営事業の8事業であります。

第2に、降雪等の影響により事業が執行できず繰り越したものが、2款総務費のスポーツ・健康まちづくり推進事業、6款農林水産業費の林道沢入線改良事業、林道維持管理事業、7款商工費の相俣ダム周辺レクリエーション施設管理運営事業、猿ヶ京温泉くつろぎ広場・屋内運動場管理事業、9款消防費のオフトーク通信維持管理事業、10款教育費の小・中学校施設整備の整備充実事業の7事業であります。

第3に、事業関係者との協議または調整等に不測の日数を要したため繰り越したものが、

2 款総務費の太陽光発電設置事業、ふれあい・やすらぎ温泉センター（風和の湯）管理運営事業、3 款民生費の介護保険特別会計繰出金事業、介護予防サービス支援計画事業、子育て家庭住宅新築補助金交付事業、月夜野地区こども園整備事業、4 款衛生費の旧衛生センター解体・撤去事業、6 款農林水産業費の農業者等健康増進施設（体育館）管理運営事業、経営大体育成支援事業、小規模農業生産基盤保全整備事業、四ヶ村用水保全合理化事業、小川島用水保全合理化事業、里地・里山保全整備事業、7 款商工費の歴史を活かしたまちづくり事業、8 款土木費の道の駅調査研究事業、道路ストック総点検・老朽化対策事業、単独道路補修事業、単独道路改良事業、町道後閑真庭線改良事業、町道布施須川線改良事業、町道原四谷橋線改良事業、橋梁長寿命化事業、除雪車運転管理システム導入事業、湯宿地区街なみ環境整備事業、町道真政悪戸線整備事業、町道中学校グラウンド線改良事業、旅館・ホテル耐震診断事業費補助金交付事業、9 款消防費の消防水利整備事業、防災行政無線維持管理事業、赤谷川月夜野運動場ヘリコプター離着陸場整備事業、10 款教育費の小・中学校施設維持管理事業、後閑集会所施設整備事業、名胡桃城址保存整備事業、グラウンドゴルフ場調査研究事業の34 事業であります。

次に、報告第2号、平成26年度みなかみ町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書では、介護保険被保険者情報管理事業の1事業で、事業費46万5,000円となり、事業関係者との調整に不測の日数を要したため、年度内に事業完了ができなかったものであります。

次に、報告第3号、平成26年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書では、上水道事業県道渋川下新田線上津地内支障管補償工事の1事業で、事業費は528万1,200円となり、事業関係者との調整に不測の日数を要したため、年度内に事業完了ができなかったものであります。

以上、報告第1号から第3号まで、いずれもやむを得ない事業により繰り越したものであり、ご理解賜るようお願い申し上げます。

次に、報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況についてご報告いたします。

平成26年度の事業概要であります。保有用地の事業収益の特別養護老人ホーム西嶺の郷用地については、土地の一部分の代金394万5,452円を精算いたしました。うららの郷につきましては、5区画2,751万8,800円を販売いたしました。

決算の状況でございますが、損益計算書をごらんください。

事業収益から事業原課を差し引いた事業総利益は5万4,548円で、販売費及び一般管理費71万6,082円を事業総利益から差し引いた事業損失は66万1,534円でした。町からの運営補助金を含めた事業外収益268万8,859円から借入金に対する支払利息である事業外費用196万2,725円を差し引き、事業損失を合わせた経常利益は6万4,600円となり、最終の当期純利益は同額の6万4,600円であります。

次に、貸借対照表をごらんください。

資産の部は流動資産のみであり、資産合計は2億5,395万3,222円です。負債の部では、負債合計は2億1,606万5,900円でありまして、短期借入金4,900万円は特別養護老人ホーム用地分であり、長期借入金1億6,706万5,900円は、うら

らの郷住宅用地分であります。

資本の部ですが、基本財産の500万円と前期繰越準備金3,282万2,722円と当期純利益6万4,600円を合わせ、資本合計は3,788万7,322円となり、負債資本合計は2億5,395万3,222円となりました。

以上、土地開発公社の経営状況の報告といたします。

議長（河合生博君） 以上で報告第1号、平成26年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまでを終わります。

- 日程第8** **承認第1号** みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第2号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第3号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（河合生博君） 日程第8、承認第1号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてから承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、以上3件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 承認第1号から承認第3号について一括してご説明申し上げます。

いずれも地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、関連する条例について専決処分を行ったものであります。

まず、承認第1号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

軽自動車税について、平成27年4月1日から平成28年3月31日に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入するものであります。

また、二輪車等にかかわる税率引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日まで1年間延期するものです。

次に、承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例ですが、地方税法の平成27年改正附則により、施行期日にずれが生ずることに伴う規定整備によるものであります。

次に、承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正により国民健康保険税の医療区分にかかわる課税限度額を「51万」から「52万円」に、後期高齢者支援金分にかかわる課税限度額を「16万円」から「17万

円」に、介護分にかかわる課税限度額を「14万円」から「16万円」に引き上げるものであります。

また、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「24万5,000円」から「26万円」に、2割軽減対象となる世帯については乗すべき金額を「45万円」から「47万円」に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、承認第1号について質疑ありませんか。

13番原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 新旧対照表を出してもらったんですけども、14ページ、15ページにかけての個人の町民税の寄附控除額に対する申告の特例等というのが上がっているんですけども、概略をちょっと説明をお願いします。

議長（河合生博君） 税務課長。

（税務課長 中島直之君登壇）

税務課長（中島直之君） お答えいたします。

これについては、いわゆるふるさと納税のワンストップ特例制度が適用ということで、それに伴うことの条例制定でございます。ふるさと納税ワンストップというのは、現在、所得税の1割ということが寄附限度額になっておりますが、それが2割に改正され、それに伴いまして各自治体5団体までにつきまして、住民のほうに寄附する場合に手続をせずにできるということについての改正でございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第1号の質疑を終結いたします。

次に、承認第2号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第2号の質疑を終結いたします。

次に、承認第3号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第3号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより承認第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

13番原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝。

みなかみ町町税条例等の改正条例の専決処分の承認に反対をいたします。

承認第1号、改正は税条例とその16条の改正ですが、ふるさと納税については1割から2割というふうな評価をするところがありますけれども、特に軽自動車税率の特例についてが問題だというふうに思います。町民の使用が多い軽自動車税は14年以上乗っていると軽自動車税が20%増税されるようになりました。その一方で、27年4月から28年3月までの1年間に新車を購入するとエコ性能によって最高50%の減税を受けることができます。減税は28年度、1年限りですが、これでは長年大事に乗り続けている軽自動車を早く新車に買いかえろと言っているということと同じであり、新車を売りたいメーカーに甘く、消費税増税や賃金、年金引き下げで生活の苦しい町民、国民には冷たい政策だといえます。町民、国民の目線に立っていないことを申し上げ、反対討論といたします。

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。

承認第1号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河合生博君） 起立多数であります。

よって、承認第1号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告については承認されました。

議長（河合生博君） 続きまして、承認第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。

承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議長（河合生博君） これより、承認第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。

承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第4号 平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告
について

議長(河合生博君) 日程第9、承認第4号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 承認第4号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、藤原地区において累積降雪量が過去最高を記録するなどの降雪により、除雪作業時間が増加したため、除雪経費を措置したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,763万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,717万5,000円としました。

歳出補正については、8款土木費、2項道路橋梁費7,763万6,000円の増額は、橋梁長寿命化事業2,000万円の減額と道路除排雪事業9,763万6,000円の増額であります。

財源となる歳入補正予算については、地方消費税交付金1,934万7,000円の増額と特別交付税5,828万9,000円の増額であります。

また、平成26年度から平成27年度への繰越明許費の補正は、8款土木費の橋梁長寿命化事業2,000万円の減額によるもので、第2表のとおりとなります。

平成27年3月30日に専決処分をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

承認第4号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて承認第4号の質疑を終結いたします。

これより、承認第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。

承認第4号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、承認第4号、平成26年度みなかみ町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長(河合生博君) 日程第10、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 諮問第2号及び諮問第3号のいずれについても、いずれも人権擁護委員の推薦に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第2号でございますが、現在、人権擁護委員として平成24年よりご活躍いただいております、みなかみ町湯原985番地の堪山泰賢さんが、平成27年9月30日をもって任期満了となり、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格見識にすぐれております、みなかみ町綱子321番地の1、平原文雄さんを推薦いたしたく、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号でございますが、人権擁護委員として平成24年よりご活躍いただいております、みなかみ町羽場760番地の55、中島智雄さんが、同じく平成27年9月30日任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦が来ております。

つきましては、人格見識にすぐれております、みなかみ町新巻1482番地の林耕平さんを推薦いたしたく、人権擁護委員会法第8条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

お二人とも人格見識にすぐれ、人権擁護委員として適任でありますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第2号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第3号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第3号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより諮問第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

議長（河合生博君） つきまして、諮問第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて諮問第3号の討論を終結いたします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第53号 平成27年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ購入契約の締結について

議案第54号 平成27年度みなかみ町立小・中学校パソコン・プリンタ機器購入契約の締結について

議長(河合生博君) 日程第11、議案第53号、平成27年年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ購入契約の締結についてから議案第54号、平成27年度みなかみ町立小・中学校パソコン・プリンタ機器購入契約の締結についてまでを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第53号についてご説明申し上げます。

この除雪ドーザにつきましては、現在、新治支所で使用しております平成9年度に購入した除雪車の老朽化に伴い、国土交通省より3分の2の機械購入費補助を受け、更新するものであります。平成27年5月29日に指名競争入札を行った結果、988万2,000円でキャタピラーイーストジャパン株式会社埼群支店群馬営業所が落札いたしました。当該者を契約の相手先として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条の第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号でございますが、平成27年度みなかみ町立小・中学校パソコン・プリンタ機器購入契約の締結についてご説明申し上げます。

古馬牧小学校、桃野小学校、新治中学校の事務用パソコン35台及び全ての小・中学校のプリンター13台、これらを一括して購入するものであります。5月29日に指名競争入札に付した結果、株式会社コーワパートナーズが1,242万円で落札しましたので、購入契約するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長より提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第53号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番原澤君。

13番(原澤良輝君) 53号の予定価格と入札各者の入札額を教えてください。

議長(河合生博君) 地域整備課長。

(地域整備課長 上田宜実君登壇)

地域整備課長(上田宜実君) お答えします。

予定価格でございます。税抜きで1,145万円でございます。入札業者の価格でございます。指名入札参加資格のある4者を指名させていただき、入札を執行いたしました。その中で、株式会社KCMJ群馬営業所、税抜き価格で1,000万円、コマツ建機販売株式会社関越カンパニー、税抜き価格で1,144万8,000円、キャタピラーイーストジャパン株式会社群馬営業所、税抜き価格で915万円でございます。

なお、日立建機日本株式会社沼田営業所につきましては、入札辞退の届け出が出ております。

以上でございます。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

9番阿部君。

9番(阿部賢一君) 確認を含めてなんですけれども、この機械は更新ということで3分の2が国交省ということは、3分の1が一般財源ということで理解していいのか、それが1点と、これでいわゆる除雪に使用する機械台数が町うちでおおよそというか、何台ありますかということをおおよそと質問させていただきます。

議長(河合生博君) 地域整備課長。

(地域整備課長 上田宜実君登壇)

地域整備課長(上田宜実君) お答えさせていただきます。

まず、補助率3分の2以外のお金でございますけれども、これは町の負担となります。それから、保有台数でございますけれども、今回更新をしていた合計で除雪車34台という台数となります。

以上でございます。

議長(河合生博君) ほかにありませんか。

9番阿部君。

9番(阿部賢一君) 町の所有が34台ということでもいいんですね。

議長(河合生博君) 地域整備課長。

(地域整備課長 上田宜実君登壇)

地域整備課長(上田宜実君) 町の保有台数が34台という形でございます。

議長(河合生博君) 9番阿部君。

9番(阿部賢一君) 更新ということなんですけれども、いわゆる更新する前の古い機械の扱いというのは、例えば下取りなのか、その処分とかあると思うんですけれども、その分について説明をお願いします。

議長(河合生博君) 地域整備課長。

(地域整備課長 上田宜実君登壇)

地域整備課長(上田宜実君) お答えさせていただきます。

まず、今回更新をさせてもらった車でございますけれども、これについては先ほど購入より17年の経過が過ぎているというような格好でございます、出力等にちょっと難は

出ておりますけれども、まだまだ除雪体制で使える機械でございます。そのため、被補助車両にuraがえをさせていただきまして、一般路線、積寒地域の指定路線以外のところで使用させていただくということを考えております。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

5番小林君。

5番（小林 洋君） その入れかえ車両なんですけれども、引き続き役目を変えて使うということだと思うんですけれども、ちなみに下取り価格というのはついたんですか。全くもう最初からもう下取りみたいなものに出す考えはなかったのか、例えば下取りに出せば幾らに幾らになったのかとか、全く金額がつかなかったのか。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 上田宜実君登壇）

地域整備課長（上田宜実君） お答えさせていただきます。

管内で現在、除雪体制を使っている中で、まだまだ除雪体制の廃車の部分で不足する部分等々ございますので、その中でその分を検討しているという形でございます。下取り等についての考察はしないで行ったということでございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 議案第54号なんですけれども、これも予定価格と指名参加の業者の入札額を教えてください。

それから、パソコン35台のメーカーなんですけれども、代表的機種は何かちょっと教えてもらえますか。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

予定価格は消費税抜きの価格で1,300万円です。指名業者は6者です。株式会社コーワパートナーズ1,150万、株式会社たけのうち電器1,300万、株式会社戸部紹介1,180万、株式会社ナカムラ1,270万、株式会社サブアシスト1,230万、株式会社前橋大気堂1,200万。

それと、メーカーなんですけど、うちのほうの仕様としてOSがマイクロソフトのウィンドウズ7プロ302ビット等の形で、メーカーはとりあえず指定しないで、その仕様で入札をかけているという内容になっております。ちょっとメーカーのほうは、ちょっとどういふものというのはまだよく確認していないので、また回答させてもらえればと思います。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

7 番中島君。

7 番（中島信義君） パソコン3校で35台、プリンターも3校で13台ということで、それぞれの学校で何台ということと、これについては耐用年数等々があると思うんですけども、その年数に合致したということで買いかえと交換ということなのか、その辺をご説明をお願いします。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

パソコンの台数なんですが、古馬牧小学校が12台、桃野小学校が12台、新治中学校が11台の計35台になっています。どこのものも5年以上経過していて、使用に支障があるので、ここで買いかえさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

（「プリンターは」の声あり）

教育課長（岡田宏一君） プリンターは全学校に購入をしたいと考えています。それで、プリンターは、失礼しました。プリンターは古馬牧小学校1台、桃野小学校1台、月夜野北小学校1台、新治小学校1台、新治中学校1台の5台は職員室用のプリンターです。PC教室用のプリンターとしまして、8台古馬牧小学校、桃野小学校、水上小学校、藤原小・中学校、新治小学校、月夜野中学校、水上中学校、新治中学校に配備をさせていただきたいと考えています。よろしくをお願いします。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより議案第53号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、平成27年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、平成27年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長（河合生博君） これより議案第54号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、平成27年度みなかみ町立小・中学校パソコン・プリンタ機器購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号、平成27年度みなかみ町立小・中学校パソコン・プリンタ機器購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第55号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(河合生博君) 日程第12、議案第55号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第55号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、みなかみ町国民健康保険税の税額の引き下げに伴い、関連するみなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の医療費給付分の被保険者均等割額を「3万2,000円」から「2万7,000円」に、世帯別均等割額を「2万7,000円」から「2万2,000円」にそれぞれ5,000円を引き下げるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第55号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第55号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第13 議案第56号 みなかみ町社会福祉法人の助成に関する条例について

議長（河合生博君） 日程第13、議案第56号、みなかみ町社会福祉法人の助成に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第56号につきましてご説明申し上げます。

社会福祉法人への助成については、社会福祉法第58条1項により、条例に定める手続に従うということとされております。本件につきましては、平成27年度の当初予算に計上を決定していただいております、月夜野こども園の建設費補助金を社会福祉法人三峰会にするために必要な条例、それを制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと思います。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第56号について質疑ありませんか。

7番中島君。

7番（中島信義君） この条例については、多分時限条例だと思うんですけども、いつからいつまでじゃなくて、これから先も含めてこの条例を継続というか、お願いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほどご説明申し上げましたように、社会福祉法の58条により、社会福祉法人に助成をするときには条例により定める手続ということになっておりますので、その手続を定めたというものです。それで、なぜ今回提案しているかということについては、先ほどご説明しましたように、三峰会のほうで月夜野こども園を整備する。それについては議会でご議決いただいた予算があるんで、それを執行するために必要だということでございます。恐らく中島議員のご質問は、予算を成立させるときに同時に出しておけというご指摘であるとすれば、それについては議会が1つおくれたということについては、おわび申し上げます。

議長（河合生博君） 13番原澤君。

13番（原澤良輝君） 関連しますけれども、先ほど繰越明許費のほうで民生費で月夜野地区のこども園整備事業で1億1,000万円繰り越してあるんですけども、これも該当することになりますか、どうでしょう。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 高野一男君登壇）

子育て健康課長（高野一男君） お世話になります。

先ほどの質問ですが、26年度に本来始めたかった事業なんですけれども、なかなかいろいろな手続等が進みませんで、繰り越しさせていただいたような状態でございます。

議長（河合生博君） ほかに。

13番原澤君。

13番（原澤良輝君） ちょっと関連なんですけれども、この1億1,000万円もこの助成、今回の条例の助成の対象になるかどうかというのをちょっとお聞きしたんですけれども、それもいかがでしょう。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 高野一男君登壇）

子育て健康課長（高野一男君） 失礼します。

一応対象になっております。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号、みなかみ町社会福祉法人の助成に関する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号、みなかみ町社会福祉法人の助成に関する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 議案第57号 平成27年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について

議案第58号 平成27年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

議案第59号 平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

議長（河合生博君） 日程第14、議案第57号、平成27年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第59号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第57号から議案第59号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第57号でございますが、みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,682万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を138億9,682万円とするものであります。

歳出の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費2,964万8,000円の増額は、自家用有償バス猿ヶ京法師線運行事業の407万6,000円、真沢の森管理運営事業2,443万5,000円が主なものであります。

3款民生費、1項社会福祉費784万2,000円の増額は、臨時福祉給付金支給事業の756万5,000円が主なものです。

4款衛生費、1項保健衛生費1,088万6,000円の増額は、乳幼児健診事業631万8,000円、町有墓地維持管理事業500万円が主なものです。

7款商工費、2項観光費707万円の増額は、ググっとぐんま観光キャンペーン事業300万円、谷川岳「山の日」制定記念プロジェクト補助金交付事業300万円が主なものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費1,907万9,000円の増額は、除雪機、除雪車等整備事業です。

歳入の主なものですが、国庫支出金437万9,000円の減額は、社会資本整備総合交付金が主なものです。

県支出金362万2,000円の増額は、蚕糸業継承対策事業補助金が主なものであります。

繰入金6,481万3,000円の増額は、財政調整基金繰入金が主なものであります。

町債1,280万円の増額は、除雪機械整備事業の過疎対策事業債であります。

以上が一般会計の補正内容でございます。

次に、議案第58号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,500万円とするものです。

歳出について、8款保健事業費400万円の増額は、特定健診における未受診者に対する受診勧奨等にかかわる業務委託料であり、当該業務の財源につきましては全額国庫負担金により充当されることとなっております。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第59号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億7,300万円とするものです。

歳出につきましては、2款下水道事業費、1項公共下水道費3,100万円の増額は、関越自動車道谷川岳パーキング区域外流入に係る公共下水道建設事業費です。

歳入につきましては、分担金及び負担金3,100万円の増額は、歳出の事業にかかわる工事費等負担金です。

以上が下水道事業特別会計の補正内容でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第57号から議案第59号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号、平成27年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についてから議案第59号、平成27年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定をいたしました。

議長(河合生博君) 暫時休憩をいたします。再開を10時40分再開にいたします。

(10時23分 休憩)

(10時40分 再開)

議長(河合生博君) 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第15 一般質問

通告順序1 10番 林 一彦 1. 空き家対策特別措置法施行後の町の対応について
2. 中学校の統合について
3. 「みなかみ観光会議」について

議長(河合生博君) 一般質問については6名の議員より通告がございました。

本日は4名の方の質問を順次許可をいたします。

まず、10番林一彦君の質問を許可いたします。

(10番 林 一彦君登壇)

10番(林 一彦君) 10番林一彦です。

議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問を行います。

今回の質問は、空き家対策特別措置法への対応、それから、中学校の統合、みなかみ観光会議についての3点でございます。

まずは、1点目です。空き家対策特別法施行後の町の対応についてであります。

全国的に空き家の増加が問題になる中で、自治体独自で倒壊のおそれなどがある空き家を強制的に撤去できることなどを盛り込みました、特別措置法がこの5月26日に全面施行されました。

この空き家問題につきましては、現在、全国で820万戸の空き家が存在しており、7件に1件が空き家になっているそうであります。その820万戸のうち、放置状態になっている家屋が500万戸ほどあると言われております。

群馬県内に目を向けてみますと、これは平成20年度の資料でございますけれども、住

宅・土地統計調査によりますと、県内の住宅85万5,800戸のうち12万3,100戸が空き家となっており、空き家率14.3%で、全国平均値が13.1%ということで、全国平均値を上回っております。

我がみなかみ町では、県内一戸建て住宅空き家率14.9%でございまして、県内市町村中7位の高さでございます。

放置家屋の中には、災害などのときに倒壊のおそれのある家屋や放火の対象になったり、不審者のよりどころになったりと、また、悪臭がしたりと、さまざまなトラブルを引き起こしていたりするものもございます。また、所有者が不明であるなどの課題もございます。

これらの問題に対しまして、この特措法施行後は自治体が固定資産税の課税情報を利用いたしまして、所有者を特定することなどができます。また、立入調査や罰金徴収、そして、強制的な撤去も可能となりました。

ここで質問でありますけれども、この空き家対策特別措置法施行に伴うみなかみ町の対応について、町長の考えをお伺いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまご質問いただきました空き家等対策の推進に関する特別措置法、これが施行されました。骨子について重なりますが、復唱させていただきます。この法律につきましても、近年適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが全国的に問題になっていることから、その対応のために制定されたと、ご指摘のとおりでございます。

地域住民の生命や身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、空き家等の積極的な活用を促進するため、国の役割、県の役割、市町村、それぞれの役割などについて必要な事項を定め、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するというのが法律の目的でございます。

この法律によりまして、今お話がありました倒壊などの保安上の危険であったり、衛生上、有害であったりと、これらの空き家、これを法律では特定空き家と定義しておりますけれども、これの所有者に市町村が必要な措置をとるよう助言や指導、あるいは改善が見られない場合には勧告、命令、さらに改善がない場合には危険や有害などを除去するための行政代執行と、これが行われることができるというふうになっております。

これの運用につきましても、国土交通省で特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドライン、これを定めまして、市町村が特定空き家等というふうに判断するための参考となる基準や法に基づく措置の実施方法について示しているというガイドラインがございます。このガイドラインについて、つい先般、6月8日でございますけれども、国土交通省が関東地方建設局で説明会を行い、関係課の担当者が町から出席して説明を受けてまいりました。

全体として、ガイドラインの記述について、あいまいな表現がまだまだ多くて、市町村が適宜判断する部分というのが非常に多いというふうに報告を受けておりまして、このガイドラインだけで統一的な判断をしていくということは、なかなか難しいというふうに判断し

ております。

したがって、特措法が制定されたということだけで、そのことだけをもって問題解決に向けて大きく進んだということにはならないだろうというのが印象でございます。とは言いながら、ご指摘のように我がみなかみ町でも以前よりこの主の問題が指摘されておりますし、空き家率、住宅・土地調査によると、県平均より空き屋率が上回っているとご指摘がございました。そのような状況だろうというふうに思っております。

この法律の施行に伴いまして、念のため、町全域の空き家等について緊急に役場職員による目視でございますけれども、それで空き家調査をやらせていただきました。これについては、おおむねの数字ということで考えていただきたいと思いますと思いますが、空き家としては700棟程度、そして、そのうち特定空き家に該当すると思われるものが、その5分の1程度ではないかというのが緊急に調査した結果の現在の数字でございます。

さて、この特措法の施行前に既に全国の約20%の自治体は、独自に空き家対策条例を定めて空き家対策等を実施してきているということがあります。4月1日現在で国土交通省調査によりますと、県内においては前橋市を初め、6つの市町、市と町が空き家対策条例を制定しているそうです。

なお、その県内市町村の中で、その条例中に罰則であるとか行政代執行を定めている市町村は、まだないということでございます。行政代執行、これを定めている市町村の事例等を聞きましても、行政代執行はなかなか難しいということは聞いております。これは容易に想像できる点でございますけれども、空き家等の所有者が危険な空き家等の撤去を行うということでございますし、そのことについて仮に行政代執行したものでありましても、代執行でございますので、その費用については所有者に請求されるということでございます。しかしながら、所有者本人が撤去できないという中では、経済的な理由というのが背景にあることが多いため、代執行をやった場合に費用の回収が難しくなり、そのことによって問題を生じているというのも実態としてあるというふうに聞いております。

続けてのご質問があるかと思しますので、以降については、また答弁させていただきます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 県内で条例を持っているということで前橋、その他というお話をいただきまして、下仁田が一番先で、平成17年に制定いたしまして、それから、太田ですとか藤岡ですとかというところで、県内千代田町さんですとか、いろいろあるんですけども、その中で先ほど町長が答弁の中に申しましたとおり、代執行が難しいぞという話で推移しているという話もわかっております。

また、先ほどの答弁の中で、この施行後、施行されたんですけども、余り期待ができないような答弁がございました。私が期待したのは、これが法律化されたということで、このみなかみ町が一番、観光を基幹とした産業の町でございます。いろいろなところに美しい景観があります。その中で特にみなかみ地区ですとか猿ヶ京地区ですとか、そういったところの朽ちてきているホテル・旅館等の家屋を、これが法律化できたので、これを

機会にきれいにできるんじゃないかなと期待をしていたわけでありませう。

そういったところで、この美しいみなかみ町の観光景観を乱している、そういった建物に対して、これが少し有効なのではないかと期待をしていたんですけれども、その辺について町長のお考えはいかがでしょう。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 町内でも特に危険性があると認められる、しかも、大型の建築物が何件か存在していると、これは事実でございます。これらにつきましては、今までの段階においても、土地や建物の所有者との調整が非常に難しくて解決に至らない、あるいは解決に着手できないというのはご存じのとおりだと思っております。

ここで踏み込ませて言わせていただきますと、この間、大型観光ホテル等を撤去してきたものにつきましては、町として利活用の必要があると判断し、取得し、撤去したものです。例として挙げますと、まだ今後のさらなる展開は次の段階ですが、関所ホテルを文化財の保護等の観点を含めて地域として利活用するという地域のご提言を受け、議場の皆さん方のご同意を得て、取得、撤去ということをやったわけでございます。今までもその様に想定され、例えばまんてん星の旧跡地を、活用の必要があるということで取得したことであり、湯原の中にもそういう判断をして利活用した点は幾つかございます。

今回のものは、特定空き家ということで指定して、所有者の責任で撤去しなさいということでございますから、そのことをもって現在、懸案となっているものが所有者の責任で、指導であるとか命令ということだけで済むということは、非常に想定しにくいというのが実態だろうというふうに思っています。とは言いながら、いずれにいたしましても、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、施行されたわけであり、国全体としての判断基準なり空き家問題というのは注目されているわけであり、ご指摘のとおり、みなかみ町においてそういう問題も大きいということですから、法律やガイドライン、これらに従い、具体的な対策方法、対応方法をどうするんだと、これについてはいずれ条例をお願いする必要もあろうと思っておりますし、それに基づく規則等を整備していくという必要もあろうと思っております。

今後、法令等に基づく必要な調査、あるいは町が果たすべき措置、これらについて先ほどガイドラインが明確でないと言いましたけれども、これらも全国的なガイドラインに対する問い合わせであるとか、あるいはいろいろなところでやり方が確定してくれば、当然町としてもそれに従った方向で条例なり規則なりということをもとに整備し、それをどう適用できるかという検討というのは今後やっていくことだろうというふうに思っております。

議 長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 町長のほうから、全国の流れを見ながら条例制定という形になるかもしれないというようなお話をいただきました。

特に水上温泉で一番お客さんを誘致しているホテルさんのほうからも見て、かなり朽ちているようなホテル、実際の名前は申し上げられませんが、そういったところが早く撤去できて、きれいな温泉街、温泉地になればいいなと思っております。

また、この特措法はもう一つございまして、各自治体に空き家の有効活用を要請してお

ります。交流の場ですとか公園ですとか、全国各地の自治体の中には、そういったところの対策をとっている自治体もございます。この要請への考え等がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 林議員もご存じのとおり、この間もいわゆる空いている家屋、建物等を活用してきたというのは多々ございます。一番役場の近くで言うと、あいあいステーションで、森下議員も大変力入れていただいている地域の人の拠点ということで活用させていただいておりましたし、今、名胡桃の歴史ガイドの会が拠点として利用させていただいております、名胡桃の建物についても、いわゆる案内所についても、あいている建物を活用したということでございます。

また、NPOが活用していただいているのは、JAの上牧の建物跡地を利用しているということがございますし、さらによくご存じのとおり、商工会と連携しまして、猿ヶ京温泉において猿や、そして、湯宿温泉において湯宿茶屋ということで、空き家を利用して地域の方に活用いただき、観光に来た人の休み場所にするというような格好で利用しておりますし、忘れてならないと思っておりますのは、観光センターの2階です。今、役場の庁舎として利用させてもらっていますけれども、あれがうまく所有者との調整、この辺がうまくいってなかったとすれば、上毛高原駅の目の前に廃屋が生じているという結果になったのかもしれない。

今いろいろ申し上げましたけれども、必要性に応じて活用できるものについては活用してきたということがございますし、空き家を活用したいということで、ちょうど25年度からだと思えます。議会にもお願いして空き家を活用するというので、まちづくり交流課でやっている事業もありますし、また、空き家をなるべく民間で動かしたいということで空き家バンクの運用等についても始めたところでございます。

まとめて言わせていただきますと、空き家を有効活用しようということで、この間も努めてまいりましたけれども、これはやはりニーズがあって、それに応じて町の行政展開として活用してきた、あるいは活用する者に対して支援してきたということでございまして、空き家を減らすためにこういう形をつくっていかうというのは、空き家情報等を提供して多くの方に活用していただく機会をつくらうということに尽きるんだろうというふうに思っております。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） この特措法が施行されるしない以前から、そういった空き家対策をずっと続けてきて、これだけの実績をしているんだよというお話でした。

実は現在、みなかみ町のオフィシャルホームページの中で「空き家バンク」というクリックすると、そこが出るんですけども、そこを結構見させていただきまして、ああ、なるほどなと感心しているところでもありますけれども、この空き家バンクについての運営状況、今までどのくらい実績を上げているのか、今後どのようにしていきたいのかということをお聞きします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 空き家バンクの実績を見ながら、さらに強化していきたいと思っておりますけれども、現状については担当課長より答弁させます。

議長（河合生博君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） 先ほどのご質問の空き家バンクの現状なんですけれども、先ほど林議員のほうからお話のあったとおり、町のホームページを開いていただきますと、ホームページの右側のところに「空き家バンク」というのがございまして、そこをクリックしますと、そこに出てきます。

現状、今、登録物件が14件、ホームページに載っております。14件載っている中に、既に契約済みというふうに入っているものにつきましては、もう既に契約が成立しているというところになります。14件載っているうちに今、4件契約済みという状況になっております。その内訳が、土地・建物につきましては1件、土地のみにつきましては1件、それから、アパート等の賃貸の建物というものが2件の契約済みというふうになっております。

また、14件登録されていますけれども、今現在、申請があつて、その登録までに行く申請中、書類の差しかえだとか、そういう状況のものが12件ございます。その方々のものが登録されますと、今の倍ぐらいになっていく予定でございます。

以上です。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 今の説明に対して質問なんですけれども、その契約された方は町内の方なのか町外の方なのか、その今、申請している人たちはどうなのかということがわかったら教えてください。

議長（河合生博君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） 4件の中につきましては、ちょっと詳細の契約書のリスト等は持ってきていないんですが、町内の方もおりますし、まるきりみなかみ町とは関係ないところから情報をもとにこの契約をされている方もいらっしゃいます。

以上です。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） この特措法の問題から空き家バンクの話に及んできたんですけれども、みなかみ町の景観が美しく守られていく、また、空き家が減って、そこに新たな人口がふえると、この少子化問題にそういったところが有効に作用していただけるのを期待しております。この美しい経験をつくって、守っていくことの重要性ということを考えさせられた、この特措法の施行でした。

ここで1問目を終了させていただきまして、2問目に移ります。

2点目は、みなかみ町の中学校についてであります。

現在、みなかみ町には中学校が4校あります。全てが町立でございまして、月夜野中学校、新治中学校、水上中学校、藤原中学校です。そして、生徒数ですけれども、月夜野中学校が全校生徒で234名、そのうち、ことし入学してきていただきました新入生が78名、新治中学校の全校生徒数が160名、そのうち新入生が48名、水上中学校は全校生徒数が84名、そのうち新入生が27名です。藤原中学校におかれましては全校生徒数が8名、新入生が2名です。まとめますと、当町の中学生は全員で486名で、そのうち新入生が155名ということになります。

少子化によりまして、毎年毎年生徒数が減少してきておりまして、各中学校では部活動の各部活動の休部ですとか廃部、廃止というのが相次いでおりまして、学校運営に対して少なからず影響が出ていると私も思っております。みなかみ町の年間の新生児、この出生数も近年、ここ数年100人を切ったりしているところでありまして、本当に寂しい限りであります。

よく地域の方より、こんなに生徒が減ってきて、部活もろくにできなくて、これから中学校はどうなるんだいというようなお話を聞きまして、この中学校の問題につきましては、町民の本当に大きな関心事ということになっていると思います。この中学校の生徒数、また、この出生数等を鑑みて、これからの中学校、これからどうしていくのかということと教育長がどういうお考えを持って、また、どのような対策を考え、講じているのかということとを質問させていただきます。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） ただいまご質問いただきました中学校の統合につきましては、教育委員会といたしましては、現時点ではまだ白紙状態でございます。

先ほどご質問いただきましたように、平成27年度の町内の中学校の状況なんでございますが、月夜野中学校では生徒数は234名で、普通学級が8学級、特別支援学級が3学級、合計11学級ということで、水上中学校では生徒数84名、普通学級が3学級で特別支援学級が1学級ございます。藤原中学校につきましては、生徒数は8名、普通学級が3学級です。そして、特別支援学級が1学級ございます。さらに、新治中学校につきましては、先ほどのとおり生徒数が160名、普通学級は6学級になっておりまして、特別支援学級が2学級ございます。

こういったことで、町全体といたしますと、先ほどお話しいただきましたように、中学校全体の生徒数が486名でございます。これは平成18年度の町全体の中学校の生徒数と比較したとき、当時は755名おりましたので、10年間で269名の減少ということとでございます。

それから、中学校の部活動の状況についてでございますが、町村合併時と比較しますと、水上中学校におきましては剣道部、新治中学校ではソフトボール部と剣道部がなくなっております。当然、部員数も減少をしている状況でございます。

こういった学校教育の重大な課題といたしまして少子化問題、そして、教員や地域の教育力の向上等も挙げられると思います。その解決に向けましては、特に子供たち同士が互

いに学び合う、そして、その学び合いを通して人間関係力をしっかり身につけて、今、薄くなってきていると言われていた自己肯定感を高められる教育環境づくりをすることは、極めて重要だろうと考えております。

学年が単学級でありますと、教員も子供同士も質の高い学び合いというのは、やはりできにくくなってしまっていて、当然活力も乏しくなってきました。そこで、望ましい規模の魅力のある学校づくりをすることで教員も鍛えられる。その鍛え合いによって資質能力、指導力も向上いたします。そのことによって子供たちにしっかり体力、学力を向上を図らせて、当然基盤となる豊かな心の醸成もできるはずでございます。そして、ふるさとを非常に大切に、人とかかわる力を身につけた、たくましい子供たちの育成をするとともに、地域の活性化につながるというふうと考えております。それは、やはり学校が幼・小・中学校間の連携を大切にいたしました特色のある教育課程を編成して、異年齢の交流、さらに地域と密接に連携した地域の人材等を活用した授業ができるからでございます。このことは当然不登校の未然防止、それから、いじめ防止、こういったことにもつながりますし、子供たち同士が仲よく学び合い、感謝・感動の心を持って夢をずっと抱き続けて未来に生きる。こういう育成ができるというふうと考えているところでございます。

したがって、現在、教育委員会といたしましては、本年度より少子化に対応した活力ある学校づくり検討委員会、この委員会を立ち上げまして、各地区や各学校の保護者の皆さん、こういった方にお集まりいただきまして、ご意見をお聞きして、望ましい学校規模等の協議を検討会でしていただいているところでございます。

雑駁ですが、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 今の教育長の答弁の中で、少子化に対応した活力ある学校づくり検討委員会というお話が出ました。この言葉は、先ほどの議会の始まったときの教育長の就任の挨拶の中で、少子化に対応した活力ある学校づくりをしたいんだというお話がございまして、なるほどなと思ったわけです。この検討委員会、先ほど各地、また、保護者の方を入れたというお話を聞きましたけれども、何人ぐらいの規模で、どういった方がメンバーにいて、これからどういったペースで検討を重ねて、いつごろ例えば答申があるのかというようなところが、もしおわかりでしたらお教えてください。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 検討委員の皆さんには、有識者区長さん、それから、教育委員さんにも入っていただいていますし、各幼小中のPTA会長、副会長さん、特に保護者ということでは女性の副会長さんがいらっしゃいますので、副会長さん、複数の中から女性ということで検討委員にお入りいただいています。全員で検討委員さん54名です。54名で第1回の検討委員会を終了したところでございます。この検討委員会につきまして、先ほど申し上げましたようにご協議いただくわけですが、年度内にはいろいろなご意見をお聞きし、また、先ほど申し上げましたように、どういった課題、具体的な課題、そして、望むべき方

向についても皆さんでしっかり確認し合っていく必要があるので、じっくり時間をかけ、定期的に会議を開催させて、2カ月に一度程度になるかなということでもいるんですが、その間、運営に当たってはやはり運営委員会を、この検討委員の皆さんの中からお願いをして、検討委員会で人数が54名からになりますと、貴重なお考えを出しづらい雰囲気をつくらないように、それぞれの委員さんたちの中で保護者会というような形でお集まりいただき、やはりご意見をいただいたり、極端なことを申し上げますと、必要な情報を集約するために勉強会、どういった方向が望ましいんだろうかというようなことでの、そういったことも企画をしながら、検討委員会に報告、協議を最終的にしていただいて、年度内にある程度の方角を出させていただければということと企画しているところでございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） その検討委員会の中には、我々議会としても何名か参加されていると理解してよろしいので、総務文教からですね。

一番最初のこの質問のときに、これが町民の人の大きな関心事であるということと申し上げさせていただきましたので、ぜひこの検討委員会についての、こんな形になっていて、今、町でこういう委員会で中学について検討しているところなんですと、ぜひうまく広報していただきまして、町民に安心させていただいたり、広報という形で触れていただければありがたいかなと思うところであります。

以上で2問目のほうを終了させていただきまして、結びの質問、3問目に入らせていただきます。

結びの質問は、みなかみ観光会議、これは仮称なんじゃないかな、についてであります。

この町は、観光と農業を主幹産業にした町でございます。この主幹産業の問題点を考え、改善する組織といたしまして、みなかみ町観光会議を立ち上げる、こういった案がビジョン委員会より町長に答申されまして、現在に至っております。このみなかみ観光会議、これにつきましては何名ぐらいでこれを構成するのか、どのようなメンバーを予定しているのかを、まずお聞きいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 繰り返しになって申しわけない部分もでございます。少し答えさせてください。

町の資源を生かして地域の産業を振興し、持続する町をつくっていくということで長期ビジョンを作成するというので、一昨年1月にビジョン策定委員会を設置し、そして、このビジョン作成委員会では大変熱心にまちづくりを総合的に推進するための方向性、そして、さらには具体的プロジェクトについても、それぞれ毎週、短いときで2時間、長いときでは4時間というような議論を39回熱心な検討をいただき、ご報告したとおり、昨年3月には、みなかみ町まちづくりビジョンとしてまとめていただいたものを答申として受け取らせていただきました。

いろいろな機会でお知らせさせていただいておりますけれども、示された答申、この委

員会の答申を基本的には町のビジョンに持っていきたいという認識は持っております。しかしながら、着手すべき事項の優先順位だとか具体的解決の方法、いわゆる実行計画といえますか、これらはどのようにやっていくのか検討しながら進めていかなきゃいけない、繰り返し申し上げているとおりです。

そして、今、ご指摘がありましたように、この長期ビジョンの中には町の主要産業であるということもありまして、農業と観光については非常に力を入れて検討していただき、多くの課題と問題点が指摘されています。

繰り返しになりますが、観光の問題点としては、ブランド認知率が低い、ブランドイメージが統一されていない、情報の発信者が乱立している、あるいは行政と観光団体の関係をもう少し整理すべきだ。雇用については、実際のマッチングがなかなか難しくて労働力が不足しているということもあると、あるいはほかの観光地との情報発信の競争の激化と出ているといったようなことで、問題点を指摘され、それを解決する方法として、行政が主導する仮称がついていますが、みなかみ町観光会議を立ち上げて、観光振興体制を確立していく必要があるという案が出ています。これは、ビジョン検討委員会の案だというふうに思っています。

そして、本年度予算の審査の際に、議場でもご説明していますが、答申そのものの組織ということではないけれども、当面、指摘されているような問題を順次整理していく。特に情報発信のシステムを統一していくということについては重要だということで、まずそこから取り組んでいく。そして、それが間接的には観光振興の方向性を統一することになるだろう。すなわち、いろいろな組織、あるいは事業者が行っていらっしゃることを横断的に意思疎通を図っていくためのシステムということで、観光会議というものを立ち上げるように、今、準備をしているところでございます。

具体的には、現在、アドバイザーとしてお願いしています方と担当課が一緒になって地域の事業者、あるいは組織、それぞれの組織の責任者等にお話をうかがっているところでございます。これらにつきましては、今までの意見、ばらばら言ってみますと、会議ばかりふやしても客はふえないと、あるいは会議に出せるほどの若手が暇していないと、あるいはブランドの意味もわかんないでブランドを構築すると言われても非常に難しい、あるいは観光に関する組織が多過ぎる、あるいは利根商に観光科を設けたらどうだ、地域資源を共有するためには地域同士の交流がもっと必要である、そして、お客様の求めているものを考えていくとかリスクマネジメントを考える必要がある、人づくりから始めるべきだといったようなことで、前向きな意見から否定的な意見まで、多々いただいているところです。これらのヒアリングをしていくと同時に、観光会議として議論を深め、問題の解決に向けて進んでいくということが必要だろうと思っております。

今、そのような作業を進めておりますので、二、三カ月のうちに正式な会を立ち上げまして、会議の検討としては月1回ぐらいのペースで会議を持っていただき、そして、そのインターバルについては各種の情報機器の意見交換をやって検討を深めていくという手法で、月1回の会議でも濃密に検討ができるだろうといったようなことで、現在、既に若くて元気とやる気のあるアイデアにあふれる人たちが参加したいということで、何人か手を

挙げてもらっています。

ちょっと飛ばしてしまいましたけれども、観光をやっている、それぞれのいわゆる地区ごとに3人ずつぐらい、若手の元気な委員を選んでほしいといったような依頼は出しているところがございます。それらに加えて農業であるとか、その他の切り口で順次委員の方もふやしていくという中で立ち上げていきたいというふうに思っております。

今のご質問で言いますと、月1回のペースの会議を考えているけれども、その間ではインターネットを通じた議論検討を深めていただいて、何とか年度内には少なくとも情報発信の統一、そして、各種観光にかかわる人が意思疎通が図れるという体制まで、年度末に持っていきたいなというふうに考えているところです。

議長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） 二、三カ月後に、このみなかみ観光会議が建ち上がるということで、情報発信の統一、そして、メンバーの意思統一という、メンバーというか町としての観光に対する意思統一の疎通ということをお答えいただきました。

ぜひ若手をいっぱい登用していただいて、自由な雰囲気の中でいろいろな意見が出て、この町の観光が少しでも、一歩でも、より前に進むような観光会議を期待いたします。

全部で各地区で二、三人という話の中からいくと、大体どのくらいの規模の会議になるのかというのが、まだちょっとうまくわかりませんが、ここの会議で決まったことを既存であるところの観光協会が行うのかとか、そういったところの既存の関係団体とのこれからの対応はどう考えておりますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） これ意思疎通の中で、あるいは情報発信を一つの方向に向けてやっていくという中で、それぞれの組織のあり方というのはいずれ検討されると思いますけれども、観光協会をメインにして、ほかの組織をなくすとか、その下に張りつけるとかという組織論を先行するべきではないというふうに思っております。まず、情報をどうするか、効果的な情報発信、情報というのは先ほど言いましたように、ブランドだとか売りだとか、その辺をきちんと見つけてやっていくと、これについては若手の意見をどんどん入れていこうということです。

人数については、先ほど9名、10名の話しましたがけれども、もう少しふえると思います。十四、五名になろうかと思っておりますけれども、その議論が一応この観光会議としての答えではありますけれども、そのことを具体化していくのにどう積み上げていくのか。観光協会との関係でいいますと、今、先ほどヒアリング、各課がやっていると、これについても観光協会としても意見をいろいろいただいております。それは否定的なものについても積極的なものについても、観光協会そのものでも二面あるというふうに聞いております。いろいろな意見を集約していくという作業が、もう1度これから始まるんだというふうに思っております。

したがって、先ほどの答えと全く重なっては申しわけないんですけれども、観光協会が町全体の観光に責任を持っている組織であるということについては間違いのないと思

ますが、それ以外の組織についても、それぞれの地域ごと、あるいはそれぞれの分野ごと、責任持っている組織ですから、全てが観光協会に集約されるというものではないのかなと思っ
ています。

しかしながら、各組織のいわゆる二重的にやっているものが一つの中で整理されるきっ
かけになるんじゃないかというふうには期待しております。

議 長（河合生博君） 林君。

（10番 林 一彦君登壇）

10番（林 一彦君） このみなかみ観光会議ということで、若手ですとか有識者、また、いろ
んな案をお持ちの方の意見を吸い上げて、この観光の一助にしていくということでございま
す。

先ほど来ずっと言っていますけれども、観光を主幹とした産業のこの町が、また、そこ
に住んでいる町民が少しでも幸せになるということの近道ということで、この観光の振興、
発展ということは切り離せられませんので、ぜひこの観光会議、有効に、また、すばらし
い発展ができますことを祈念して、この町が少しでもよくなることを祈念させていただき
まして、今回の一般質問、これにて終了させていただきます。

議 長（河合生博君） これにて10番林一彦君の質問を終わりにいたします。

暫時休憩をいたします。1時に再開したいと思います。

（11時24分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告順序2 4番 石 坂 武 1. 当初予算及び補正予算の捉え方について
2. 学校給食の提供に伴う、アレルギー対策について

議 長（河合生博君） 4番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4 番（石坂 武君） 議長の許可をいただきましたので、4番石坂、通告に従いまして一般質問を
させていただきます。

今回は、当初及び補正予算の捉え方についてと学校給食の提供に伴う、アレルギー対策
についての2問を質問させていただきます。

初めに、当初予算及び補正予算の捉え方について質問をさせていただきますが、私自身、
1年間の議員活動を通して、決算、当初予算、補正予算等の内容を含んだ定例議会及び臨
時議会を経験させていただきました。その中で、特に予算計上において疑問を感じた部分
が多々ありました。

そこでまず、お聞きしますが、当初予算、補正予算について基本的にどのように捉えた

中で予算計上しているか、まず伺います。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） まず、当初予算でございますけれども、当初予算につきましては、基本構想や実施計画、あるいはその他中長期的に継続して実施していく施策、そして、町政の課題の解決や充実すべき施策などから、緊急性、必要性、これらを勘案して優先度を判断し、優先度の高い、しかも、実現可能なものについて順次予算の計上を行うということでございます。

そしてまた、地方自治法第210条の規定によりまして、1会計年度における一切の収入及び支出は、これを全て歳入歳出予算に編入しなければならないということになっております。補正予算でございますけれども、当初予算の編成時期と予算執行との間には時差があること、あるいはこの間の要因の変化、また不確定要因の確定等、それに加えまして国段階での法律の改正であるとか、経済情勢の変動及び不測の災害というのがございます。そしてまた、町という意味でいいますと、町の産業について緊急的に支援しなきゃいけないというような状況の変化が生じます。これらのときに補正予算を計上するというところでございますし、地方自治法210条の第1項の規定によりまして、予算の調整後に生じた理由について補正予算を議会に提出することができるという定めになっているところでございます。

今のご質問にちょっとつけ加えさせていただきますと、この間の補正予算の状況でございますけれども、平成23年度当初予算額が123億1,000万、これに対しまして最終予算が135億9,000万と、約10.4%の増となっております。平成24年度につきましては、当初の128億8,000万に対し、最終予算が142億1,000万、これもまた10.3%増加しているところでございます。25年度にまいりますと128.8億が最終137.5億でございますので、6.7%の増ということでございます。平成26年度で申し上げますと、当初予算132億8,000万、そして、最終予算額が137億7,000万と、増加率は約3.7%の増ということになっております。

これらにつきましては、国の緊急経済対策であるとか災害、あるいは公債費の繰上償還と、このようなものが額としては主要な要因となっているということでございます。そして、これらの予算、当初予算についても補正予算についても、いずれもそのたびごとに内容をご説明し、慎重に議会で審議いただき、ご議決いただいたことによって成立すると、言うまでもないことでございます。

以上でございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 当然そういった考え方が正しいのだとは思いますが、現実には若干、私は違っていると思います。当初予算に計上された額の40%にも及ぶ額が補正予算として計上されるという状況があったり、昨年の9月議会において、当然当初予算に計上されるべき施設の老朽化に伴う修繕費等が補正予算に計上されているという現実がありました。その時

点で、なぜ当初に計上しないのか、当初予算に計上できない理由があるのか等の質問に対し、町長より、「ご指摘の動きはよく理解しておりますし、今回については特例的なものだというので、ぜひお認めいただきたい」という回答がありました。議事録にも載っております。

そういった部分について、今後どのような姿勢で予算計上していくかお伺いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘のありました30%増、これについては平成21年度のご指摘だろうと思っております。平成21年度当初予算126億強に対しまして、最終予算が165億ということになっております。これにつきましては、国での予算の取り扱い等々、非常に大きく変わっておりますし、町内の整備、これについて特に水上中学校の建設事業というのが大きく入っておりますので、これらがあったということは事実でございます。したがって、過去最大の増加率ということになりますと、平成21年度の30%ということですので。それ以降につきましては、先ほど数字を申し述べたところでございます。

さて、もう1点、今、ご指摘のありました修繕費が補正で出てくるのはおかしいというご指摘ですけれども、修繕についても必要な箇所が非常にふえております。もともと議員におかれましては、予算編成の責任課長もおやりになったということで、状況をよくご存じだろうと思っておりますけれども、修繕の必要なところが町内に非常にたくさんございます。当初予算の中で厳しく査定する点もありまして、1年間もつだろうとっているのが、その途中で修理が必要になってきたといったような修繕費というのは、生じていることはたしかでございます。

そしてまた、今これもう少しご質問があろうかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、補正予算については先ほど前段で申し上げましたような必要性のものについては、積極的に企画、予算化しまして、議会の皆様方に町民全体の立場でご判断いただくと、このことが非常に大切だろうというふうに思っておりますので、補正予算についても今後、必要な場合については当然のことながら提案いたしまして、ご審議をお願いするということになろうかと思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 単年度の予算の中の30%ということの中で回答がありましたけれども、個々の予算項目においても、そういったものがあるということをおききたいと思っております。これは回答要らないです。

次に、間もなく合併10年になりますけれども、合併時から現在までの職員数、人口の推移、一般会計当初予算額、財政調整基金を含んだ基金残高、水道、下水道も含んだ町債残高をそれぞれ合併時から現在までの数値を教えてくださいたいと思っております。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘がございましたけれども、予算、これ当初予算につきましては、事業費目ごとに倍になっている費目があると、項目があるとご指摘がありました。そういう事実はございます。これは石坂議員よくご存じだと思いますけれども、みなかみ町

の予算計上につきましては、事業評価に基づきまして厳しく積み上げております。したが
いまして、それを予算書の中の附属資料の説明という項にきちっと載っております。し
たがいまして、議員各位におかれましては、年度当初から詳細事業ごとの、しかも、物に
よってはその中の節目まで説明欄に載っておりますから、これについては目にして審議
いただいております。そういうことでございますから、個別事業それぞれ、例えばその規
模が幾らであろうが、そのことが項目ごとに倍になるということは、これは当然あるんだ
ろうと思っています。つまり予算、正確に言うと予算附属説明書の説明欄ですけれども、
詳細に記載しておりますので、その執行状況について、そのたびごとに議会にお諮りして
いると、これは事実でございます。したがって、詳細な項目ごとになると、当初に比べて
補正で2倍いって、3倍になるといったようなことは当然、今後とも生じるというふう
に思っております。

なお、詳細の数字につきましては、担当課より説明させます。

議 長（河合生博君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田和也君登壇）

総合政策課長（増田和也君） ただいま石坂議員よりご質問のあった件なんですけれども、総合政策
課の業務の中で、まず基金の部分なんですけれども、基金につきましては、一般会計の部
分におきましての基金につきましては、合併当時17年度が一般会計の全体で14億9,8
00万という基金がありました。それが26年度で今、出納閉鎖したんですけれども、3
月31日現在の基金残高になります、74億6,800万という基金になっております。

それから、債務の関係です。町債の残高になりますが、一般会計につきまして17年度
の町債残高が184億5,100万、それが26年度、これも3月31日現在ですけれど
も、136億4,100万です。特別会計も含めて考えますと、17年度におきましては
267億2,400万、それが26年度の3月31日現在では196億8,700万まで減
っております。

基金と起債残高、それと、申しわけございません。あと、人員、職員数と……

（「職員数と、議長、いいですか」の声あり）

議 長（河合生博君） はい。

4 番（石坂 武君） すみません。あと、職員数の年度ごとの推移、それと町民の数も年度ごとで、
先ほどの起債等も年度ごとで言ったんですが、時間の関係等もありますので、これは手持
ちに資料がありますので、そのままそれで結構ですけれども、職員数と町民の数。

総合政策課長（増田和也君） ちょっと総合政策課のほうで職員の数と町民の数を把握しておりませ
んので、交代したいと思います。

議 長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） すみません。私のほうもちょっと資料、手元にないんですけれども、合併
時には職員数につきましては385人、昨年度、26年度で261人、27年度の当初で
257人でございます。中間のところは資料がありませんので、申しわけありません。

それと、人口につきましても、申しわけありません。資料がありませんので、後ほどお

答えさせてください。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） その点、よろしく申し上げます。私の資料ですと、平成18年で2万4,104人、平成27年で2万4,96人ということで数字を捉えております。年度ごとの数字については、後ほど提示願えればと思います。よろしく申し上げます。

ただいま報告されました職員数と一般会計予算につきましては、合併後間もなくして、合併後10年で職員数は240人、予算は100億ということの方向性が示されました。職員数については、今の説明のとおり若干計画年度はおくれているものの、それに向けての動きは見えますが、当初予算ベースについて現状はそうはなっていません。前年度当初予算額が132億8,000万円、今年度の当初予算額が138億2,000万円と、額で5億4,000万円、率では4.1%の伸びであり、当然決算時においては、先ほど町長が若干ふれておりましたけれども、その額がふえると、そういう状況にあると思います。

私としては、合併10年で職員の総数は約130人以上が減っているという状況で、やめております。当然やめた方のほとんどが年配の職員と思いますが、仮に年収500万と仮定しても、その部分だけで6億5,000万円は減額可能な額になると、これは単純計算でありますけれども、思います。

また、人口においては、さらに合併時よりも約3,600人の減少を見ていると、その中でこれだけの予算が必要なのか、若干疑問に感じます。その点についての説明をお願いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいまお話がありました。確かに人口減については、少子高齢化と、これは非常に大きな問題だと、これの対応が何よりも急がれると、まさに地方創生そのものの総合戦略についても、そういう前提で物事を考えておりますし、それについては現状を町民に十分理解していただいて、一致協力した対応が必要であると、この間述べてきたところでございます。

さて、そのことは別にいたしまして、職員数、これについては行財政改革行動指針に基づいて計画的に進めてきております。現実的に雇用という点がありますので、240名の目標、多少時期はおくれますけれども、おおむねそういう方向でいっております。

一方、財政のほうです。国のほうの交付金、あるいは先ほどご指摘のありました人口等の要因というのは非常に大きいですが、基準財政需要額がございます。それに基づいて国からの交付金も来ておりますし、これらについて予算が組める、先ほど申し上げましたように、当初予算においても収入を明確にし、それに対する支出を明らかにすることです。当然、収入の根拠がなければ予算がつかれません。したがって、予算規模として先ほどから申し上げております135億少々ということについては、現在のみなかみ町において予算が組めるということでございます。

多分、今のご指摘は、もしかしたら次の部分にかかっているのかなというふうに思いますけれども、例えば先ほどご説明しましたように、繰上償還をやるとしても予算計上とし

ては予算額として出てまいります。したがって、今、当初予算の130数億というものがどういうところにはまっているか、そして、先ほど私の理解で申し上げますと、当初予算については個別事業の査定については相当厳しくやっているの、予算の中に余裕がないということを申し上げました。言うまでもないことですが、予算額というのは上限ですから、それ以上は執行することはできません。それ以下については執行できる。ですから、当初予算に余裕があれば補正の頻度は当然落ちてくると思います。そういう形でないように、緻密に積み上げて予算に計上し、それらについて変更するときには町民代表である議員の方々にご審議願うという形で事業内容を精査しようという前提に立っております。

今のお話の中でお答え申し上げているのは、100億円という目標値につきましては、みなかみ町新設時、そのときの経常経費率等々から見て、平成27年、10年後を目標に100億、240人という体制の行政体制に持っていこうということですから、役場職員、これについては計画的にやっていき、財政規模、これについては収入が確保されているものについて、それ以下にする必要はないということで今、予算組んでおります。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

- 4番（石坂 武君） 私は、ただいまの説明、回答に若干疑問を感じる部分があるんですが、仮に説明のとおりだとするならば、方向性の転換について町民に対しての説明責任が生じると思います。広報の4月号におきましても、最近出されました、まちづくりハンドブックにおきましても、財政の状況のみの説明で、大事な方向性の転換について全く触れられておりません。そういった部分で、丁寧に説明をして、理解を得る努力をするべきと考えますが、その点はどうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

- 町長（岸 良昌君） 今、申し上げました話について、行財政改革の基本方針、この中で職員数の話と財政規模、両方出ております。職員数のほうは、それでいくのであれば財政規模を130億で維持しますと、こういうようなことをはっきりと指針で示せというご指摘だろうと思います。これにつきましては、今後、地方創生計画をつくる中で、今、緊急に対応すべきもの等、多々ございます。それらを積み上げるときに130億の財源が今後とも見通せるのか、どこかで120億という言い方をしなきゃいけないのか。議員もよくご存じのとおり、いわゆる合併特例期間中の交付税の算定と、この基準が変わるという話について5年延伸されたり、あるいはベーシックな部分で若干、当初言われていた数字にはならないといったようなことがあります。それらもろもろのことを入れて、町民に対して明らかにしろということだろうと思います。これについては、地方創生計画が相当緻密ないろいろな要因を入れなきゃいけないので、そのときに検討の中で入ってくるということになるかと思えますし、その中で今、ご指摘の昔に書いてあった部分だけを取り出して、また別の基本方針ということにするかどうか、これについては考えてさせていただきたいと思えます。

財政については、国からの交付金を断るなんていうことはあり得ない話ですし、各般の施策の中で国が必要として認めて持ってきているもの、そしてまた、町として独自に必要な

だと思われるもの、これらについては先ほどの説明と重なりますけれども、必要なものについては計上していくということで考えております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 当然10年間の中で時代が変わったりということで、数字の動きというのはあるんだと思うんです。その辺については私も理解します。ただし、丁寧な説明というのは必要なだろうかと、そういうふうに思っております。

つけ加えて申し上げるならば、勸奨退職制度を受け入れた85名と把握しておりますが、その職員に対して財政状況が大変厳しく、予算規模100億円、職員数を240名にするためにも、ぜひ協力してほしいということで、我々は協力をしております。当時作成された行財政改革の構造指針において、「なぜ財政改革が必要なのか」と題し、「みなかみ町には財政規模100億円以下を想定した行財政改革が必要です。将来は240人体制で行政サービスをしなければなりません」と記し、財政改革の項におきましては、こちらになりますけれども、そこにおいても「人口減少や少子高齢化により町税の減少化が見込まれる等により、財政規模は100億円以下にするよう改革を実現しなければなりません」とも言っております。

したがって、変更、転換については、ぜひ説明責任を果たしていただきたいと思っております。

既に昨年12月の一般質問のときに、勸奨退職者については人数も特定されているし、個別に連絡することもできるので説明をすると町長に約束をしていただきましたが、現在まで説明会等なされていない状況だと思います。その点についてどういうことなのか、あわせて伺います。

また、先ほど話がありました合併特例債の期間延長、また、過疎債の活用等が生じたとしても、余りにも大きな方向転換と思われまます。それについては再度の確認になりますけれども、どう考えますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、ご指摘のありました、特に平成19年度における当時の職員の方に大変なご協力をしていただいて、早期勸奨退職等を受けていただいたと、このことについては財政的に非常に大きな効果があったと、これはご指摘のとおりでございます。それから8年たっておりますので、この間、定年を迎える方が前倒しで勸奨を受けていただいたということですから、現時点での人件費云々ということになると、その部分についてはきいてきませんけれども、この8年間、非常に財政的にはその部分が大きくきいてきていると、それが先ほど総合政策課長の説明いたしました起債の減であるとか基金の増であるとか、これに大きくきいているということは事実でございます。そしてまた、必要経費で計上しなければいけない部分の経常経費率について、100を超えていたものが90弱ぐらいのことで推移できているというのは、まさにその辺のお力添えがあったからだろうというふうに思っています。

そして、10月の議会の中でご指摘いただいて、その勸奨退職等にご協力いただいた方

については大変感謝しておると、そのことについてご説明というよりも、新設10周年を記念して顕彰する、あるいは感謝申し上げるという機会はいかがだろうかというご指摘はいただいたということで、そこについては現在まだどういう形でやっていただくか検討中でございます。

そしてまた、今、改めてご指摘のあったそれらの方々に個別に説明したほうがいいということについては、改めて、ここでお約束させていただきたいと思います。何を申し上げるかという、新設10周年の記念式典等において、そういう方々に感謝しないのかというご指摘と受けとめていたこちらが、ちょっと不十分な点がありました。ご説明、それらの方々にするということについては、お声かけして、現況の予算執行状況、あるいはこの間、ご協力いただいたことによってどういう効果があったのか、それらについてご説明する機会をぜひ設けたいと思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 過去の議事録におきまして、「説明回答します」と言っておりますので、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

次に、ただいまの説明で財政状況は改善されているというような説明に受け取りましたが、基金残高と町債残高を比べてみましても、26年度末で基金残高の合計が80億7,668万円で、町債残高が196億8,713万円、差し引くと借金が116億1,045万円上回る現状にあることは承知をした中で取り組むべきだと思います。

悲しいかな、当町においても人口減、少子高齢化の流れはもろに受けている状況であります。今後、我々の子供、孫たちに大変な重荷をしょわせることがないように、どうぞ計画的な財政運営に努めていただきたいということと、あわせていろいろな変化のときには、丁寧にも丁寧、慎重にも慎重を期して説明をする必要があるかなと思っておりますが、その点、あわせてまた重ねてお伺いします。どうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、ご指摘のように基金残高、あるいは町債の発行残高、これらについて、従前よりは改善しているということでございますけれども、県内各市町村、この中でどういう比率にあるのかと、そういう意味でいうと、みなかみ町は非常に厳しい状況にあるということは確かでございます。

しかしながら、町内でいわゆる産業の活性化であるとか各種の支援、これらの施策を打たずに借金さえ返せばいいんだ、基金さえ積み上げればいいんだと、これは違うと思っております。金を町政の事業展開として使わずに借金を減らすこと、基金をふやすこと、これのみに充当しているということでは地域の元気、あるいは地域の維持というのは難しいんだというふうに思っているところでございます。これらについては、そのバランスをとりながらやっていくということは当然のことだろうと思っております。

そして、今、いろいろな方針変更については丁寧に説明すべきだというお話がありました。この丁寧に説明すると、先ほどの話と一緒にすけれども、全ての町民代表である議会の場で明らかにし、議会にご説明し、議会で討議いただく。これ以上、明らかな仕方は

ないと思っております。個別に誰かを呼んで、あんた、これこうですよという説明よりも、議場において提案し、あるいは事業について説明し、あるいは事業についていろいろご検討願ひ、そのことがまさに町民に対しての説明だと私は思っております。個別の地域ごとの問題等で個別に説明会を開くと、こういう必要性があるということは確かでございますし、そういうものについては事業ごとにその場でやっているというふうに思っております。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 前段のほうの借金のみを減らせばいいということは、到底そういうふうと考えておりません。バランスのよい運営をしてもらうための施策展開をしてほしいということで、その点についてはイコールだと思っています。

また、先ほどの議会に対しての説明の中で、町民に対して云々という話がありましたが、だがしかし、240名にします、100億円以下にしますと言うときには、行財政改革行動指針というものを、これほど文書化をして提示をしているという現実があるものですから、それを受けた中で方向転換、大きな方向転換をするということがあるわけですから、その辺は丁寧に説明をしてくださいということで申し上げます。これは回答は要りません。

1問目については、ちょっと平行線をたどる部分もありましたけれども、この辺で終わりにさせていただきまして、次に、2問目、次に、学校給食の提供に伴う、食物アレルギー対策についてお聞きします。

広報の6月号に、給食センターでは毎年6月を給食月間と定めており、保護者及び町民の皆さんに安全でおいしい給食を理解し、食育への関心を高めていただくために、給食試食会を開催する旨の記載記事が載っておりました。安全でおいしい給食の提供は大変重要で大切なものだと思います。

そこで、過去にその部分についても私、教育委員会に籍を置いていたということもありまして、私自身の経験からしても痛切に感じるのですが、命にもかかわる大問題にもなりかねない学校給食の提供に伴う、食物アレルギー対策について、教育委員会と給食センターが連携をどうとって対応しているか、まずお聞かせください。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 学校給食の提供に伴う、アレルギー対策についてでございますが、食物アレルギーとは、牛乳、卵、あるいはアーモンド、そば、こういった特定の食べ物をとることで体にアレルギー反応が生じることでございます。症状といたしますと、発熱、下痢、嘔吐、それから、皮膚のかゆみ、さらには重症な場合は呼吸困難と、こういった症状が出ることもあります。

学校給食を提供する調理場では、医師から食物アレルギーと診断され、その原因となる食品の除去を指導されている子供に対しましては、調理場の職員数だとか、あるいは設備の状況にもよりますけれども、除去食、それから、代替食の提供、そして、詳細献立表の事前配布、こういう3種類の対応をしているところでございます。

最初の除去食につきましてですが、アレルギーの原因となるその食品を取り除いて給食を提供することです。それから、代替食につきましては、原因となる食品を取り除くと、その部分の栄養等の管理もありますので、それによって失われてしまう栄養を別の食品によって補うということで代替食。さらに、詳細献立表につきましては、保護者に給食の原材料、極端に申し上げますと、サラダといっても、そのサラダの中身の野菜等については材料が何が使われているのかわかるように確認してもらうための献立材料の詳細な内容を記載したものを詳細献立表と呼んでおりますが、これを配布することで保護者にも、そして、教職員もお互いにチェックをし合って、子供たちの健全な食育指導、そして、危機管理、安全管理をすることによって進めているところでございます。

平成27年度の学校給食調理場の状況でございますが、月夜野学校給食センターと新治学校給食センターの2カ所で調理をしていただいて、学校へ配送ということで取り組んでおります。

なお、アレルギーの原因となる食品の種類が多い場合とか、あるいはごく微量なだけでも、重篤なアレルギー症状を出してしまう可能性がある、そういうものがあつた場合については、保護者と学校がしっかり連携をして、今回についてはお弁当のほうがいいかと思うんでお願いしますというような、そういう事例もございます。

本町におきましては、平成27年度に学校給食を提供するというところで、今年度はこれまで実施したアレルギー疾患に関する状況調査を見ますと、食物アレルギーを持つ子供たちの数が45人おります。これは全児童生徒数の約3%に該当しております。その中で、特に急激な血圧の低下だとか、あるいは意識に障害を起こしてしまう、こういったいわゆるアナフィラキシーという症状を持っている子供たちの数が10人ございます。このアナフィラキシーの症状を持つ子供たちに、いざというとき、間違つてということがあつた場合、危機管理の1つとしてアドレナリンの自己注射薬、いわゆるエピペンですけれども、エピペンを医師のほうから処方をしていただいて、子供たちが身を守る。その場合、発達段階にもよりますが、特に幼児だとか小学校の低学年ですと、緊急事態ですので、もう自分で意識がほとんどなくなってしまうような場合は、エピペンを自分で注射することは当然できませんので、学校のほうでしっかりそういう実態を把握して、養護教諭のみならず、職員が研修し合っていますので、担任だとか、最終の場合は管理職がエピペンで注射をということにも備えられるようにしておるところでございます。

各学校での健康安全管理の徹底を図るために、確認ということで3つほど町としては取り上げております。

1つは、アレルギー用の疾患用の学校生活管理指導表、これをしっかり各学校につくってもらっています。これは学校生活で特に配慮を要する、あるいは危機管理が必要な子供については、主治医から診断をしてもらった診断表を提出してもらって、それを学校できちんとやはり把握しておかないと、いきなり、まさかなというんではだめです。もしかしたらという、いつも危機管理意識を持って取り組めるように、お医者さんのほうからの指導管理表をもとに作成をしてもらうようにしてあります。

それから、2つ目ですが、みなかみ町では町内の教職員を対象としたアレルギーの対応

に対する研修会を開催をしております。年1回は必ず各学校から参加をしてもらっています。さらに、これを受けて、参加者だけが研修で深まったというのでは、いざというときに合わない場合もございますので、校内に持ち帰って職員会議、あるいは研修会ということで他の職員に啓発できるように、同様に研修を受けたレベルまで達せられるように研修をしております。

それから、3つ目でございますが、学校における食物アレルギー対応マニュアル、このマニュアルがないと、いざというときに起こってから、どうすればいいんだろうでは間に合わない状況が出てきてしまう可能性もありますので、アレルギーの対応マニュアルを各学校ごとに実態に応じて作成してもらっております。それには、当然県からの指導資料もございますので、これを情報提供して各学校で作成してもらうようにいただいているところです。

また、給食調理場におきましては、アレルギー対応食に食物アレルギーの原因となる食品が間違えて混入する。発注業者を変えたために、それがチェックできないなんていうことがあったりすると大変なことになりますので、職員間の情報共有、さらには作業工程表で確認ができるように工程表をつくっていただく。それから、一人だけでチェックしても見落としということが、いろいろな状況が重ならないとも限りませんので、複数の職員でのチェック、こういう体制を整えて安全管理、危機管理をしてもらうように指導をしているところでございます。

教育委員会といたしましても、食物アレルギーの子供たちが安心して給食を食べ、食育に関します、意識を高めて、楽しい学校生活が送れるように、引き続き危機管理ということでの食物アレルギー対応を推進していきたいと考えているところでございます。

雑駁ですが、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

- 4番（石坂 武君） 現在、月夜野給食センターと新治給食センターの2カ所で業務をやっているという説明がありました。また、複数の中で献立と申しますか、メニューの確認をしていますというお話もありました。それについては、県の食物アレルギー対応マニュアルには、その旨も書いてあります。町のほうにも当然書いてある中で実施しているんだと思うんですが、まず、簡潔にお答え願いたいんですけども、栄養士、町採用なり指定管理業者の対応があったり、県の対応があったりというのがあるんだと思うんですけども、その辺の数を教えていただきたいのと、あとは複数で対応しているという、確認をしているというお話がありましたけれども、これについて栄養士が2人なんですか、それとも違う人が入った中の複数なんですか。

以上、2点です。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

栄養士の数なんですけれども、みなかみ町は栄養教諭が2名、県費対応で配属になって

います。それと、今年度は新治給食センターに栄養士が1名配属になっております。それで、複数の対応ということなんですけれども、月夜野給食センターの栄養教諭、新治給食センターの栄養教諭2人で献立表のチェックを行っています。今年度に関しては新治給食センターの栄養費もいますんで、3人で行うというような形になっています。よろしくお願ひします。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 3人で行っているということなんですけれども、これについては給食センターが2つに分かれていますけれども、その辺はどこか1カ所でやっているということなんでしょうか。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

スケジュールを調整して、1ヶ月給食メニューを決めるというような形で、早目に日程調整をしながら、どちらかの給食センターで行うという対応をとらせてもらっています。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 今のところそういったことの中で、知識のある人が複数で対応しているという現状が守られていると、そういうことで解釈してもらいましたけれども、それでいいわけですかね。

ぜひ、今後県費の部分だとかというようなことの中で、また数が不足というようなことがないように、ぜひ安全を期すためでも複数で対応していただくことをお願いしたいと思ひます。

また、提供数について、まだお聞きしていなかったですよ。配食の食数ですね、月夜野と新治で給食を何食1日出しているか。

議長（河合生博君） 教育課長。

（教育課長 岡田宏一君登壇）

教育課長（岡田宏一君） お答えします。

月夜野と新治の細かい区分をもっていませんが生徒数ですばりなんです。小・中学校全校数が1,244名、学校の子供には全員提供していますので、その生徒数プラス教員の給食をつくっております。ちょっと正確な数字がなくて申しわけなんですけれども、総数で大体子供数プラン教員数、それと幼稚園が90名、こども園が57名、これだけの給食を両方の給食センターで提供させてもらっています。よろしくお願ひします。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 何かあってからでは遅いことになります。ここ数年で起こってはならないんでしょうけれども、何か小さなことでも起こった問題があって、こういった解決をしましたよというようなことが実例としてあれば話をさせていただきたいと思ひます。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 実は、給食の原材料ですね、それを仕入れる業者を、たまたまいろいろな都合で調理場のほうで変更があったんでしょね。材料をそういった形で仕入れたわけですが、そのときに特定なそういう状況が生じたために、やはり栄養士、あるいは調理員等のチェックがやはりそこで、いつもと違う状況での調理ということに至ったためにチェックを落としてしまいまして、そのためにやはりたまたまその原材料の中に食物アレルギーを起こしてしまう、そういう食材が入っていたということがございました。これも本当に最終的には、本当に子供には迷惑かけたんですが、無事何とかおさまったんですけども、この全く予想外のことも本当にしっかりした学びとして、改めてこういったことの見落としがないように、極端に申し上げますと、調理場長でも最終的に材料を含めてのチェック、複数の目でということまで当時、教育事務所のほうとしても町の教育委員会さんを通じて指導をさせていただきました。このことが、本当に貴重な、ある意味学びになりまして、以降、みなかみ町での給食に関するアレルギー対応、こちら辺は本当に厳しい姿勢を持って取り組んでいただくようになってきております。このことによって以降、間違いが子供たちに発生しないように調理場、給食センターだけでなく教員もその意識を持つという管理意識を持って子供たちに接して、支給をして、給食指導をするという姿勢を強く持っていただけになった事例がございました。

以上でございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 先ほども学校の職員を中心に勉強会といいますか研修会といいますか、そういうのをやっているということでありましたけれども、給食センターと教育委員会を介して月1回とか、そういった別の部分で研修会というか勉強会というのがありますでしょうか。あるようでしたら簡潔にお願いしたいんですが。

議長（河合生博君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 年間2回実施しているということで受けております。さらに、町として学校保健委員会というのを、通常ですと単学校、それぞれ個別の学校で学校保健委員会というのを保護者等も含めまして、お医者さんも含めて健康維持のためにいただいているんですが、みなかみ町としては全体での学校保健委員会というのを入れて、全体で危機管理をする、子供たちの健康・安全を守るということについての共通理解をする場も持てるようにしているところでございます。

議長（河合生博君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 最後に、冒頭申し上げましたが、この部分につきましては、命にかかわる部分であります。慎重にも慎重を期していただいて、事故の起こらないように努力対応していただいて、給食提供業務に励んでいただければと思います。

以上を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（河合生博君） これにて4番石坂武君の質問を終わります。

通告順序3 13番 原澤良輝 1. マイナンバー制導入による町民の影響は
2. 放射性廃棄物処理場から水源を守る条例制定
3. 月夜野こども園運営体制について

議長（河合生博君） 次に、13番原澤良輝君の質問を許可いたします。

原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 13番原澤良輝、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

3点通告させてもらっています。月夜野こども園の問題と放射性廃棄物処理場から水源を守る条例ということと、それから、マイナンバー制度の導入による町民の影響というふうな、この3点になっています。いろいろ順番はちょっと変わらせてもらいますけれども、随時質問させていただきたいと思えます。

まず、月夜野こども園の運営体制ということですが、私も議会の特別委員会で教育設備の調査員の一員として、認定こども園、それから、民設民営、それから、第一中学校跡地の選定、それから、早期開園などのことにかかわって候補地の視察や、それから、横浜市、渋川市の赤城町、同行幸田のこども園内保育園を視察させてもらい、特別委員会の報告の作成にも携わらせていただきました。27年度予算でも4億9,000万円の建設費が計上されておりますし、繰り越しも1億1,000万円あるというふうな状況が現在の状況じゃないかなというふうに思っています。

まず、運営体制の整備というふうなことなんですけれども、社会福祉法人の三峰会ということですが、長い間、月夜野保育園の運営に当たって、園児数も100名を超える大世帯になっております。理事会の構成も年齢なども関連し、やめる方もあったりして、理事会の機能が心配をされました。その後、理事会体制の強化が検討されたというふうに伺いました。その経過と結果について教えていただければと思います。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま原澤議員からご指摘の今までの委員会等の積み上げの中で、月夜野地区にこども園をつくるということで、その母体として三峰会という話になり、その強化等につきまして副町長が中心になってやっておりますので、副町長より答弁させます。

議長（河合生博君） 副町長。

（副町長 鬼頭春二君登壇）

副町長（鬼頭春二君） それでは、原澤議員の月夜野こども園の運営についてということで、今までの経過を含めて答弁をさせていただきます。

まず初めに、月夜野こども園建設計画について経過報告をさせていただきます。

議会において、平成20年7月から幼児教育及び保育施設に関する方向性について検討していただき、平成21年12月議会において教育施設等検討特別委員会委員長報告で、みなかみ町町内の保育園、幼稚園については幼保連携型施設等のこども園を検討し、将来的には民営化による運営を目指すという報告をいただいております。

この最終報告に基づきまして、新治地区においては平成21年4月に新治こども園、水上地区においては平成22年4月に学校法人建明寺学園による幼保連携型のおわくりこども園の整備を行い、運営を行っていただいております。

さらに、議会において平成24年6月から教育環境特別委員会で月夜野地区における幼稚園及び保育園について集中的に検討していただき、平成25年12月議会において月夜野地区における幼稚園、保育園について、幼保連携型認定こども園として施設整備を図る。施設整備は民設民営による運営を推進し、社会福祉法人三峰会を運営母体とする。建設予定地は、旧月夜野第一中学校跡地を予定する。開園時期は平成28年度とする。

以上、4点を内容とする最終報告をしていただきました。

社会福祉法人三峰会は、昭和54年に月夜野保育園運営のため設立した社会福祉法人です。近年、共働き家庭の増加に伴い、入園できない待機児童が出るほど月夜野保育園の施設が手狭になっており、また、耐震強度も問題があることなどから建てかえが急務となっております。この問題を解決するため、議会からの提言をもとに社会福祉法人三峰会と子育て健康課で打ち合わせ等を重ねまして、平成27年4月に実施設計が完了しております。木造1階建て、建築面積1,951.18平方メートルの規模を計画しております。途中経過については厚生常任委員会を初め、保護者説明会、地元説明会の報告をいただいております。

また、この6月に中間報告や工事着手前の保護者や地元地区に対して説明会を予定しているところです。

なお、補助金関係の申請も並行して行っていきたいと思っております。

建設工事は6月下旬から7月上旬にかけて、これは三峰会でやっていただく仕事ですけれども、入札を執行し、平成28年2月に完成、平成28年4月開園予定で進めております。

さらには、社会福祉法人三峰会を中心に、月2回の調整会議を月夜野保育園、月夜野幼稚園及び子育て健康課で開催し、準備を進めているところであります。また、平成27年4月25日付で社会福祉法人三峰会より町長に対しまして認定こども園の建設運営に当たり、理事体制を6名から10名に増員し、より一層の充実と体制強化を図り、子供たちにとって良好な環境整備に努めたいので、理事の推薦をしていただきたいとの依頼がありました。町では理事選考委員会を立ち上げまして、理事候補の推薦をさせていただき、5月25日の社会福祉法人三峰会理事会で承認されたと報告をいただいております。

今後、町で運営してきました月夜野地区の幼稚園もこども園として三峰会に運営をしていただき、幼児教育・保育の充実を図ってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議 長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 理事が10名に増員されたというふうなことなんですけれども、できればその理事の名前をお願いできればと思います。

議 長（河合生博君） 副町長。

副町長（鬼頭春二君） 牧野堯彦さん、根津公安さん、坂西さと美さん、ババハルオさん、内海敏久さん、高橋視朗さん、岸節子さん、鈴木雪枝さん、高橋市郎さん、真庭正枝さん、以上10名です。

（「やめられた理事」の声あり）

議 長（河合生博君） 原澤君、発言の前に挙手。

原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 失礼しました。

やめられたというか、理事を変更する前にやめられた理事もあったと聞いたんですが、それへの対応はどうされたんでしょうか。

議 長（河合生博君） 副町長。

副町長（鬼頭春二君） 町長に対して推薦依頼が来たときに、既に2名の方は辞職願が出されておりました、4名の方が残っておりました。その4名の含めて、町の選考委員会で選考させていただき、1名についてはちょっとこの方は不適だという方が入っていらっしゃいましたので、その方は町の選考からはおりましたいただきました。

以上です。

議 長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 新たな理事のもと、月2回というんですか、打ち合わせ会も進められているというふうに感じます。それ以後、問題がなければいいかなというふうに思っています。

運営体制のほうなんですけれども、町のほうの理事が選考というか推薦される前も、理事長がかわられたというふうなこともありまして、それから、園長もかわられたというふうなことがあります。ほかの業務を園長なり理事長なりが兼務をされて運営に不都合があるとかということはないのでしょうか。

議 長（河合生博君） 副町長。

副町長（鬼頭春二君） 町が基本的に社会福祉法人三峰会ですので、町がなかなか指導できる組織がありません。三峰会そのものが自主的に運営していただくような組織になっておりますので、今回も理事の推薦依頼が町に、町長に対して出てきましたので、町も協力をして勧めることができましたけれども、基本的には三峰会の運営の中の話ですので、そういった細かい話については私どもはちょっと確認できておりません。

議 長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 公設ですと町とかがバックにつくし、それから、例えば建明寺なんかの場合

はお寺さんがしっかり組織的には運営をされているというふうなことで、バックもあるなというふうに思っています。

ただ、私が心配していたのは、三峰会の場合は非常にしっかりやってくれたんですけども、充て職だとか雇われみたいな形での始まりが多かったのかなということで、そういうふうな形での対応がちょっと心配だなというふうに思っております。いろいろな意見があって、一応私立というふうなことで、町が直接的には指導はできないなというふうなことは思います。ただ、一応実際問題として、三峰会がやった月夜野保育園にしる、今回これからつくられるこども園にしる、建築資金の大部分なり運営資金の大部分は、ある程度町が支出しなくちゃなんないかなというふうに思っています。そういった意味では、私立ともいえども、ある程度準公立的な意味合いがあるんじゃないかなというふうに、私も含めて皆さんもそう思っているんじゃないかと思えます。しかし、その辺のところは権限を侵すということじゃなくて、しっかりした話し合いで、やはり心配のないようにしてもらいたいし、その今までは120人ぐらいの保育園児だったんですけども、幼稚園の方も入ってくるので非常に大事世帯になりますし、やはり町の責任もあるかなというふうに思っています。その辺のところはしっかり協議をして、心配のないようにしていただければというふうに思っています。

それと、運営資金のほうの状況ということなんですけれども、民設民営ということで建設運営も三峰会になるということで、建設と、その建設資金や運営資金について建設費の現在の見込みとか、それから、建設資金、運営資金の調達見込みとか調達状況がわかれば教えてください。

議長（河合生博君） 副町長。

副町長（鬼頭春二君） 前段の町も三峰会に対して指導をしていけという話ですけども、それについては現在は子育て健康課が窓口となって、三峰会と相談をしながらいろいろ物事を進めておりますので、今後もそういった形で町も協力できるものについては協力をしていきたいというふうに思っております。

それから、資金の話なんですけれども、建設業費については、おおむね6億6,000万程度になるという見通ししております。国・県からの補助金が2億5,000万、町からの補助金が2億4,000万、三峰会の自己資金が1億6,500万程度を予定しております。三峰会の自己資金については、9割を福祉医療機構から融資を受けるという予定で現在、事務手続を進めているというふうに聞いております。

それから、運営資金については、平成27年4月より新しい子ども・子育て制度がスタートしまして、民営のこども園に対しても施設型給付という形で国・県・町が運営資金を負担しております。新設のこども園を運営する三峰会に対しても、こういった施設型給付費が給付されるという予定でございます。

以上です。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 建設資金のほうの調達とか見込みはわかりました。運営資金のほうは、ちょ

っともう少し詳しくわかれば教えてください。

議長（河合生博君） 副町長。

副町長（鬼頭春二君） 今まで保護者の説明会とか町民の方に対する説明会の中でも、いろいろな保育園に対して要望が出ております。それらが現在まだ整理中ということで、まとまっておりません。したがって、運営資金についてもそういったことが大きく、例えばスクールバスをどうするのかとか、そういったものが決まっていなくて、なかなかはっきりした運営資金が出ませんので、また、それは町と三峰会の協議の中で詰めの作業をやっていきたいというふうに思っております。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） わかりました。まだちょっとわからないところがあるというふうなことだと思います。建設資金の6億6,000万というのは、私たちが想定したよりもちょっと非常に高いというか、いい園舎になるのかなというふうに思っています。園舎は立派なことにはしたことはないんですけども、一応税金というふうなこともありますし、常識の範囲というのがありますので、そこのところは考慮していただければというふうに思います。

入札が7月ですかね、ということなんで、その辺のところもお願いをしたいと思います。

あと、保護者への要望への対処というふうなことなんですけれども、既に1期の説明会が昨年3月、2期が10月に行われています。直接、会場なり保育園や幼稚園に父兄、保護者からいろいろな要望が出ていったというふうに思います。それはどのくらいあったか、それから、どんな内容だったかというのはつかんでおりますか。

議長（河合生博君） 副町長。

副町長（鬼頭春二君） 各園の説明会で幾つか要望とかいろいろ出ております。細かいものもいろいろあるんですけども、全部の項目的には20項目ぐらいありますかね。その中で特に即答で回答できるものについては回答しております。例えば、園庭の囲いのフェンスについてはないのでしょうかというような話があります。それは現在のフェンスの内側に建設をする予定ですか、そういった即答で回答できているものもございまして、それがほとんどですね。あと、大きなもので専用の子育て支援室をつくらしてほしいという要望がございました。これについては、設計の段階で盛り込んでおります。また、教育・保育の資質の向上をお願いしたいという要望については、これは保育園、幼稚園の職員がお互いの園活動に参加して交流を深めながら、職員個々の資質向上を図るように努めて、現在行っております。

また、先ほどもちょっと言ったんですけども、園児の送迎手段とか職員体制については、現在、検討を進めておりますので、これが詰まった段階で、保護者の皆さんにはご説明してご理解いただくように努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） これはなければいいんですけども、こども園は私立だから保育・教育の方

針というのは園の自由にすると、嫌ならほかに入ってくださいとか言われて、何人かが仕方なく他の町村に引っ越したというふうな話もちよっと聞くんですけども、そういうふうな話はありませんか。

議長（河合生博君） 副町長。

副町長（鬼頭春二君） 私どもにはそういった情報は入ってございません。

議長（河合生博君） 子育て健康課長、補足があるんなら。

（子育て健康課長 高野一男君登壇）

子育て健康課長（高野一男君） お世話になります。

ただいまの質問ですが、いろいろな細かい部分について、まだまだ詰めなければならない部分等があるんですけども、先ほどの質問については私のほうで捉えているものはありません。ただ、いろいろなことがありますので、これからも説明会をふやしていかなければならないので、6月23日、25日、7月9日、7月10日と4回にわたって、また説明会を行って、そういうことのないようにしていければと思っています。

以上でございます。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） ありがとうございます。そういうのがうわさだったら、それでいいんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

今度6月25日の説明会というのは、どういう説明会を予定していますか。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 高野一男君登壇）

子育て健康課長（高野一男君） 失礼します。

保育・幼稚園部分の父兄の方に対しての説明を行います。

（「幼稚園ね」の声あり）

子育て健康課長（高野一男君） はい。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） こども園については、新治、それから、水上というふうな形でできてきて、最後が月夜野というふうな形になっていると思うんで、月夜野保護者ですかね、関係者は非常に期待をしているんで、よろしく、いい保育園ができるようにお互いに協力していきたいなというふうに思っています。

以上で、次に移らせていただきます。

放射性物質の最終処分場の問題なんですけれども、その処分場を国が、国のほうで決めるというふうな方針が発表されています。群馬県は15道県で水源条例というのを制定して、森林の整備保全で水源涵養機能を維持することによって、将来にわたって安心して水が利用できるようにしておりますけれども、しかし、この条例の中身を見ると、特に外国資本による買収対策ということが重点を置かれているんじゃないかなというふうに思っています。町はどうなんですか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） はい、水源条例です。これは平成24年6月、群馬県水源地域保全条例ということで県が制定されたものです。これによりまして、24年の10月1日から森林の取引については事前届け制度が施行されたということです。

目的については、今お話しありましたように、制度の目的自体は、本県の森林が水源涵養などの大切な役割を果たし、首都圏の人々の安全・安心で豊かな暮らしを支えていることから、森林を適正に整備保全し、将来にわたって水源涵養機能を維持していくことが水源地域を要する水源県群馬の責務であります。この認識に基づいて、豊かな水を育む森林を保全することにより、県民を初め、流域に暮らす全ての人々が森林のもたらす清らかで豊かな水を将来にわたって安心して利用することができるように条例を制定したものだ、こう、おっしゃっているとおりです。

それで、届け出については、面積の大小にかかわらず、契約により権利の移動があるいは設定が生ずる場合、30日だったと思います。以前に届け出ることになっております。町内については、今、申し上げた制度、条例制定から26年度末までの間で49件の届け出がありました。その中で、外国人、外国資本による届け出というものは1つもないというのが町における現状でございます。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） わかりました。

福島原発の事故による汚染された放射能廃棄物というんですか、県内の6市村に1,187トン保管をされているんですけども、環境省は最終処分場の選定について、国有林を前提に県内の35市町村を対象に、県と相談して1カ所決めるという方針を出しております。町村会も反対、それから、町の対応については反対だと思うんですけども、実際はどうなんですか、実際というかどうかでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、ご指摘の、いわゆる1キログラム当たり8,000ベクレルを超えると、こういう放射性物質を含んだものについては、主に下水汚泥であるとか麦わらということになります。放射性物質汚染対処特措法、本名はもっと長いんですけども、この特措法で指定廃棄物というふうに指定されます。その指定された廃棄物は群馬県内7市村、9カ所で1,187トンが保管されていると。場所は浄水場、あるいは下水処理場であるということです。この指定廃棄物について、国は宮城、栃木、茨城、千葉、群馬の5県では、1カ所の最終処分場を建設するというようなことで始まっております。

状況ですが、この建設に向けて群馬県においては、群馬県指定廃棄物処理推進市町村会議というのが平成25年4月、環境省の主催で開かれております。これには私も参加しております。最終処分場の構造の説明、安全性、あるいは選定手順について説明があったということですし、その次は、第2回の全く同じものが平成25年7月に開催されております。そして、これを受けまして環境省が設置した指定廃棄物処分等の有識者会議における検討状況であるとか、市町村からの意見に対する回答が行われたということです。そして、2

回目の会議で答えというか、方向が改めて出たわけですがけれども、町としてどういう対応をしているかというご指摘については、責任を持って、この指定廃棄物を処理すべき環境省のほうから、町にどうしろという指示がありませんので、町としては何もしていません。

したがって、その市町村長会議に出ていた長としてのおまえは何を対応したかという質問だと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、第1回の会議のときには、私は発言しておりません。安中市長からスタートしまして前橋市長まで6名の市長が発言されました。それで、第2回目については高崎市長が最初に発言され、その後、私が発言させていただきました。結果的には、9人の市長と町長1人の発言だったと、2回を通算して見ると、10人の市長は発言したけれども、町長で発言したのはみなかみ町長だけだという状況でございます。

ついて、みなかみ町長は何を発言してきたのかと、第2回目でございますから、「なぜ国有林なんだ。国有地と言いながら、国有林という限定詞がついているのはなぜなのか。施設の安全性、るる説明されて安全だとおっしゃるのであれば、大都会に処分場をつくれればいいのではないか」というばかな発言をした町長が1人おります。それについて、「物理的に準備しやすいところにつくりたいんだ」というご説明でしたから、「普通の公共投資なら投資効率があるんで、ここをやると金かかるよというのはあるけれども、投資効率考えてないでしょう。そうすれば、どこにでもできるんだから、選択肢がどこでも選べるのではないのでしょうか」ということに対して、「土砂崩れ地帯、地すべり地帯、洪水を受ける地域、それはやはり避けたほうがいいというのが常識でしょう」という話があったのと同時に、「国有林ということにはこだわっておりません。県有地であろうが民有地であろうが、手を挙げていただいて、皆さん方の同意がいただければ国はそういう場所を選定します」、表ではおっしゃいました。

ここからまた、その会議が終わったときに、担当で答弁に当たられました環境省の梶原リサイクル部長を出口でつかまえて、「本当に民有林でやられますか」と言ったら、「常識的にやはり国有林でしょうね」と素直におっしゃいました。

それから、おまえは何やったんだということについては、もっとしゃべらせていただきます。

ご存じのとおり、我がみなかみ町は環境省に別途の部署ですがけれども、職員を派遣しております。その職員を使いまして、平成26年6月25日に環境省の梶原部長に、つまり、さっき申し上げた公式の会議からほぼ1年、何のアクションもないということで状況確認に行きました。そのとき梶原部長から、これは私の受けた感触です。ここでしゃべっちゃっていいのかわかりませんが、感触を受けましたので、私のコメントとして言います。「環境省の担当部長としては、5県のうちで栃木県が集積場所が数が多い。しかも、民有地に保管されているので対応を急ぎたい」と、これははっきりおっしゃっていました。それに比べると、群馬県は公共団体が全て管理されている。適切と言っていいかどうかかわからないけれども、相対的に適切な管理がなされていると、したがって、3県でいうと、順番的には群馬が最後になるかなと、私は感触を受けたのが、平成26年6月25日の打ち合わせでございました。

町としてというのは、本質的にみなかみ町というリアクションは特にありませんので、さっき申し上げましたように、2回の会議に町長として参加し、一部については発言しましたし、それ以外については環境省のほうで情報を探ったというのが、町は何したというか、答弁している私がやったことのお答えです。答弁よろしいでしょうか。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 久しぶりに滑らかな回答が出てきたんですけれども、栃木県の塩谷町と宮城県に加美町が放射線の指定廃棄物の建設措置の条例を定めたというふうなことで話題にもなっております。町を、みなかみ町を含めて水源地条例の中には利根沼田の全地域が県の水源地域に指定されております。いつも「首都圏の水がめ」というふうな呼び方をされていると思うんですけれども、水源を守るために、放射性処理場の設置に反対する、こういった条例を制定することが必要じゃないかなというふうに考えているんですけれども、町長の考えはどうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 群馬県以外の4県、いろいろな動きがあると、これは申し上げました。その中で、最後の答えを言う前に、環境省のほうが選定基準で水源から外したいと、水源を外したいという言い方をしていますのは、個別には水道水源から500メートル程度離れていたほうがいいでしょうということですから、取水口というイメージだと思います。したがって、群馬県だから水源県である、利根沼田だから水源地域であるという捉え方は環境省としては捉えておりません。そしてまた、環境省として外すべき地域ということについて、たしか栃木県だと思いますけれども、観光地域は外してくれと、これは市町村会での統一した意見だということで、そういう取り扱いをするというふうにおっしゃっていました。そういう意味から言うと、全市町村長で理解してくだされば、その共通認識のものは外しますということは、2度も3度も説明がありましたけれども、水源になっているところをみんなで外そうよという議論は群馬県の市町村長の中では出てきておりません。

そして、申しおくれましたけれども、先ほどの中でしゃべっているのは市長ばかりだということを受けて、知事が町村会、市長会別々にフリートーキングやってまとめましょうと言ったのが、その前の段階ですけれども、飛ばしてしまいました。

さて、それについてみなかみ町としてどうするんだと、こういう話ですけれども、みなかみ町につきましては、もう既に議員各位ご存じのとおりです。何かといいますと、群馬県のまさに源流地域保全条例が制定される前から、首都圏3,000万人の生活と経済を支える利根川源流の町ということで、豊かな自然を守り育てるということで、我が町発足以来「谷川連峰・水と森林防人宣言」、これを行っています。「水と森林をまもる・いかす・ひろめる」と、そしてまた、みなかみ・水・「環境力」宣言も行っていきます。つまり条例で規定するのか、宣言が条例と同等の位置づけで町議会でもご理解いただき、宣言をしているのかということがあります。

いずれにしても、みなかみ町は水源地域として大変大切なところであり、下流にとって責任を負っていると、これについては改めて条例をつくるまでもなく、既に今、申し

上げた2つの宣言で対外的に大きな声を出しているというふうに理解しております。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 水源地なり、それから、自然の重要性については理解が一致しているかなというふうに思っています。いろいろ放射性物質の処分場の建設の問題は、また、これから出てくると思いますが、いろいろ相談をしながらといいますか、運動を進めながら処分場の設置ができないような形で進め方をしていきたいというふうに思います。

時間もありますので、マイナンバーのところでお願いをしたいと思います。

来年の1月から実施予定のマイナンバー制度なんですけれども、もう既に国会で改正の論議が行われているというふうなことです。住民登録した全員に12桁の番号をつけるというふうなことで、社会保障や税の個人情報を国が一括を管理するというふうなことで、いろいろ問題が起きているのはご承知のとおりだと思います。

マイナンバー制度について、実際に町民への影響についてはどういうふうに考えなのか教えてください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） いわゆるマイナンバー制度、行政の効率化、国民の利便性の向上及び公平、公平の社会の実現と、この3つが言われております。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律など、いわゆるマイナンバー関連4法案、これが平成25年5月31日に公布され、社会保障や税、災害対策の分野において効率的に情報が管理されるという形になっております。社会保障・税番号制度と言うそうなんですけれども、いわゆるマイナンバー制度、これは社会情勢が変化する中で、社会保障と税を一体として捉え、より正確な所得等の情報に基づいて住民が社会保障給付等を適切に受けるための基盤として導入されるものであります。これは、まさに国の説明です。これによりまして、複数機関に存在する個人の情報が同一人物の情報ということを確認するための基礎が確立されることになるということです。

今、ご指摘ありましたように、本年の10月以降、住民票を有する方々に12桁の個人番号が通知されて、平成28年1月から申請の個人番号カードの交付、あるいは年金、医療保険、雇用保険、税の手続、これらについて利用が開始されるということでございます。

今、町民への影響はどうかというご質問でしたけれども、みなかみ町が首都圏にあるとか面積が広いとか、少子高齢化が進展していると、そういうみなかみの特徴においてどういう影響があるかというのは、まだ番号制度の運用が始まっていませんので何とも答えようがありませんので、国が説明しています国民への影響ということで答えさせていただきます。

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。これが公平、公正の社会の実現と、さっき言ったものだと思います。

2番目として、添付書類を削減することができ、行政手続が簡素化され、手続に要する負担が軽減されると、また、行政機関が持っている自分の情報をその人が確認したり、行

政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。これが国民の利便性の向上ということだそうです。

3番目として、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。これが行政の効率化と言われるものだと思います。

以上の3つが期待される効果というふうに言われておりますので、町民としてのメリットというのはまだわかりませんので、国民としてのメリットと言われているものをご説明申し上げました。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） メリット、デメリット、いろいろ学者がコメントをされています。メリットだけじゃなくてデメリットも多いんだというふうな形になりますけれども、町は費用はどれくらい予定しているんですか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） マイナンバー制度導入のための各種業務のシステムの構築と、あるいは物によっては改修というのが必要になってまいります。これについては、26年から28年度までの3カ年で順次整備する計画ということになっています。26年、27年度分については、計算しまして概算で2,000万円ほど計上しております。

なお、28年度分につきましては、システム整備の水準をどこまで持っていくのか、あるいはそのための手法が何なのか、国のほうもまだ明確にしておりませんので、十分に推計できないという状況です。

なお、これ以外に今、申し上げた部分の財源につきましては、システムそれぞれによって違いますけれども、国庫補助100%のものと国庫補助3分の2で、残りの3分の1については町が手当てしますが、普通交付税、特別交付税等で措置されているものの2種類があります。そういうことですね。ですから、今のところ、見通しているものについては27年、28年度分として2,000万円程度を一部計上し、28年度についてはそれを想定しているということでございます。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） 住基ネットとかグリーンカードというのが過去に話題になって、実際には今年金だけですけれども、6桁のカードが ということ、これも今、125万件流出して問題になっております。これへの対応に50億からかかるだろうというふうな形での積算もされております。

民間企業への使用拡大というふうなことも予定をされて、銀行口座への利用、企業の全従業員の番号管理なども民間企業の責任になります。今は大きなシステムを持っているのは政府系企業というふうなことだと思いますけれども、一般の民間企業、例えば町にありますような企業が、これを準備するというふうなことになった場合には、非常に大変だな

というふうなこともあります。

調査が1回出ています。トレンドマイクロ社の企業実態調査で、この制度への準備を手がけていないとの回答が8割以上、日本情報経済社会推進協会の調査でも、実施しているのが3%、計画中は28%で、大半の企業が未着手な状態。原因については、制度自体が理解されていないので、何をしたいかわからないというような手探りの状態というふうなことが原因だというふうに思います。それから、定刻データバンクが調査したんですけれども、これも完了したのが0.4%、対応中が18.7、合計で19.1%しか対応をしていない。

同じような制度を導入したアメリカや韓国では、個人情報大量流出、不正流出して大問題になっています。アメリカの政府人事管理局のシステムがサイバー攻撃を受けて、400万人の個人情報が流出をしています。現在は見直しの大議論が起こっているところで

ちなみに、今回流出が起きた日本年金機構などの特殊法人を含む団体の調査では、準備中は7%しかなく、何もしていないというのが42%というふうな状況でした。こういったことで、日本年金機構からの125万件の年金情報がサイバー攻撃で流出しても、機構の対応のまずさもあったんですけれども、大問題だというふうなことになっております。

そういった意味で、10月から個人に番号が来るというふうなことになってはいますけれども、実際政府がこの状態、それから、町のほうもまだしていないということで、民間企業はどうしたらいいのかというふうなところなんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） そのポイントのところなんですけれども、まず、マイナンバー、先ほど申しあげましたように、社会保障と税をこの番号でやっつけよう、それについては町として、すぐやらなきゃいけないもんですから、これの準備、どのぐらいかかるか、どういう計画か、先ほど申しあげましたとおりです。そこから先に町民のメリット、あるいは利用の範囲内がどこかということについては、民間企業についてもこういうものが始まれば、それぞれ企業の独自判断で利用できるように広げていく、あるいはそれが利用できるように、一方では法律をさらに拡大することを検討しているというふうに理解しております。

町として、第三者、つまり民間企業がこれを使いやすくするよといったようなことを検討する段階ではまだないと、今の理解ではそういうふうに思っております。当面、新たに12桁の番号を10月以降から申請あった場合に出すということになっていきますから、その事務が滞らないようにやっていくというのは、町として当面必要なことだろうと思っております。もちろん情報の安全性を確保することについては必要な手だてでございますけれども、これについても国として、こういうふうに考えている、こういう制度をつくっている、こうなるから大丈夫だよという国の話をここで復唱するだけですので、やめておきます。

議長（河合生博君） 原澤君。

（13番 原澤良輝君登壇）

13番（原澤良輝君） マイナンバーについては、ご存じのように今、お聞きになっておりに、もう10月からというふうな話をされながら、ほとんど実態というか、本人のほうも住民のほうも実感がほとんどわいてないのが実情だと思います。一番システム研究をしているというか、政府系とか国立大学、富山大のシステムをサイバー攻撃狙われている。相手はどの程度の攻撃をすれば大丈夫なのか、今、試験期間みたいなことで、相手のほうも頑張っているみたいなんですけれども、そういった状況で、全く防備のない民間にまでそういうナンバーを通知をして使わせるというところというのは、非常に大変なことになるんじゃないかなというふうに思っています。マイナンバーについては、預金口座とか医療、健康、情報などに拡大をされていくというふうに予定をされているんですけれども、準備が進んでいる段階で無理に期限に迫られて導入すると、取り返しのつかないことになるというふうに考えています。

このマイナンバー制度については、執行を直ちに中止するか、いろいろ準備を進めてない段階なので、廃止のほうに踏み出すべきじゃないかというふうに考えています。そういったことで、非常に問題のあるマイナンバーというふうなことで理解をしてもらって、自分の注意だけでは、これは防げないと、政府に全部任せちゃったり町に任せちゃうというふうな形で、個人情報が出ていくということになりますと大変なんで、執行を中止し、廃止へ踏み出すべきだなというふうなことを申し上げて、時間ですので一般質問を終わらせていただきます。

議長（河合生博君） これにて13番原澤良輝君の質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。再開を2時50分にします。

（14時38分 休憩）

（14時50分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の訂正

議長（河合生博君） 質問の前に、4番石坂議員の質問に対し、総務課長よりお答えをいたします。
総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） お答えいたします。

先ほど資料を持ち合わせておりませんでしたので、申しわけありませんでした。

合併時の職員数なんですけれども、385人ということでございます。平成18年のこれは4月1日ですけれども、376人、平成19年、341人、平成20年、329人、平成21年、309人、平成22年、297人です。平成23年、288人、平成24年、285人、平成25年、274人、平成26年、261人、先ほど平成27年、「257人」と申し上げましたが、「255人」の誤りです。訂正いたします。

それと人口なんですけれども、平成18年3月末でございます。2万4,104人、平成19年3月末で2万3,702人、平成20年3月末ですけれども、2万3,149人、平成21年、2万2,749人、平成22年、2万2,419人、平成23年、2万2,007人、平成24年、2万1,532人、平成25年、2万1,285人、平成26年、2万915人、そして、平成27年3月末でございますが、2万496人ということでございます。

以上です。

通告順序4 1番 高橋久美子 1. 町民サービスの充実について

議長（河合生博君） 1番高橋久美子さんの質問を許可いたします。

高橋君。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 1番高橋久美子です。

議長より許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をいたします。

町民サービスの充実について質問をさせていただきます。町民サービスと申しましても、大変広範囲になりますので、窓口サービスを中心にさせていただきます。

皆様から寄せられる声ですが、どこに行っても聞いたらいいかかわからない。また、手続で転々するのが大変。また、質問に対しての説明が専門用語が多くてよくわからない。電話をしても、あちこちに回されてしまう。あとは、職員の方に何となく声がかかりにくい。要望書など出しても、経過の連絡がないなどです。そして、待ち時間のときに、悪気はないのだが、相談している方の話が耳に入ってしまうことがあるので、プライバシーが心配などの声を聞きます。

以上のような声は当町だけの問題でなく、どこの自治体でも抱えている課題だと思います。

仙台市などでは、窓口サービスに関する市民アンケートの調査を行い、窓口の利用状況、窓口に対する市民の評価、要望、IT活用に対する市民の意識等、把握に努めたそうです。その中で、気になる項目がありましたので紹介します。

あなたは、これまでに市役所の手続でわからないこと、市の行政サービスについて知りたいことがあったときどうしましたかの設問に対して、「市役所等の窓口で聞いた」62.2%、「市役所に電話で聞いた」44.8%、「市の暮らしのガイドを見て調べた」が14.3%とのことでした。次が、手続の仕方や知りたいことはすぐわかりましたかの設問では、窓口や電話等で「すぐわかった」人は8割近く、一方、「すぐにわからなかった」人が16%とのことです。次に、市役所の窓口を利用するとき、あなたにとって特に大切なことは何ですかという質問に対しては、これは複数回答で答えてよいということで、「手続がわかりやすい」69.5%、「書類の書き方がわかりやすい」48%、「職員の説明がわかりやすい」46.5%、「待ち時間が短い」が44.2%となっています。

このアンケートの結果等は、仙台市ではこういう結果が出たのですが、我がみなかみ町の窓口に対して、町長のところでこういった町民の方からの苦情とか要望とか、そういったことはお聞きになられているでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） はい、具体的にご指摘いただいたような各般の窓口業務についてのご注文、あるいは苦情というのは大変入っているというふうに総務課長から聞いております。

今、ご質問がありましたので、少しお話しさせていただきたいと思うんですけども、例えば一例の中で要望書について検討経緯がどこまでいっているかわからないという点がございました。要望書の話については、いろいろと言われておりますけれども、これは総務課長が本当に心配していて、要望書については定期的に各課から集計して、対応状況について返すようにという指示を強くしております。私は、実は要望書というのは極めて不定形なもので、要望書さえ出しておけば町がやってくれと、それは発想が違うんじゃないかと。地域の情報を得なければいけないけれども、それは全般の中で優先順位を判断し、それはまさに事業化するときには説明しながらやっていくんだらうということだと思いますから、事業が動いているものについてはいろいろな形で情報が入るんだらうと。要望書は出したけれども、動いていない、あるいは優先順位が落ちているというものについて要望が実現していないということでご不満がたまるんだらうと思っていますけれども、これについては進捗状況について回答するようにということについて動き出しております。

ただし、こういうものについては特定、特例のものでありますから、幅広くいろいろな課が、関係課が検討せざるを得ないということですから、すぐには解決できない問題だからこそ要望で出てくるんだらうと思っています。とは言いながら、一般的にお答え申し上げますと、町がやっている全ての業務というのは、ある意味、町民に対するサービスですから、町民サービス、これについては全ての職員が、あるいは全ての課がやっているということです。それを1カ所というものは、もともと無理なことだらうというふうに、まず言わせていただきます。とは言いながら、今、高橋議員のご指摘は、そういうことではなくて、いわゆる窓口、窓口業務ということだと思います。窓口業務について、言ってみれば定型的、類型的なものについては迅速に、なおかつ何カ所も回らなくてもいいようにということが要望として出てくるというのは、当然のことだらうと思っています。

ただし、ちょっと説明させていただきますと、定型化した業務ということだとしても、転入・転出等の手続ということになりますと、住民票や戸籍、国保、年金等、これらの手続は必要ですし、また、上水道も手続、下水道も手続、そして、子供さんがいらっしゃれば児童手当であるとか幼稚園、保育園、小・中学校の転校手続など、これらが関連してくるということです。今、例で申し上げましたけれども、転入・転出ということになっても、やはり幾つかの窓口を回っていただかなきゃいけないというのが現況でございます。しかし、そこのところの窓口業務、1カ所で解決できる定型的なものをきちっと幾つか整理しまして、このことについては1カ所でできるよということも可能なんだらうと思っています。

今、アンケート結果のほうを仙台市の事例でご説明いただきましたけれども、言ってみれば、今、申し上げたような複数のサービスを1カ所の窓口で受けられると、いわゆるワンストップサービス、これが全国の自治体で検討されておりますけれども、総合窓口といったような格好で設置している自治体については、非常に数が少ないというふうに聞いております。これについては、総合窓口という限られたスペースと一定の人員の中で処理していくと、原課に問い合わせなければいけないこと、あるいは台帳を確認しなければいけないというような業務等が多々あって難しいと、あるいは虚偽申告であるとか、そんなことについても心配されているというのが理由なんだろうと思っております。

県内では、残念ながら、まだそういう形のものはないということでございますけれども、今、わかりにくくて困るということは聞いていますかということになりますと、我がみなかみ町は入ったところが4階ですから、もうそのところから混乱を起こすというお話はよく聞いております。そしてまた、そのことの案内というか問い合わせのために、一番入り口に近い会計課であるとか町民福祉課、ここに問い合わせが来るといようなことは聞いております。これをどうするかということについては、やはりそこにおいて、役場の経験者がいいのか、あるいは外部の方がいいのかわかりませんが、ある程度手続をどこでやるか、申請書はこういうものについては、この申請書ですよということを案内する。銀行のフロアに行くといらっしゃるような方、こういうことの配置が解決するためには、まず一番早いのかなといったような感触を持っておるところでございます。

ご質問をまとめて申し上げますと、定型的なものであっても行ったときになかなかわかりにくいというようなことは相当聞いておりますので、これは今のご質問の中で、お話の中で、どういうことをやれば、どこまで解決できるのか、いろいろな状況を聞きながら検討していく必要があるかというふうに思っているところです。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

- 1番（高橋久美子君） 今、細かく町長のほうから答えていただきましたが、ただ、要望書等のことについての返事というのは、私が現場で歩いている感覚で捉えますと、まあ、やれるかやれないかということも、もちろん大事なんですけれども、やはり思いの中でやはりその連絡をくれるという、できてもできなくてもその連絡をくれるという、その思いのほう、ちょっとそこのほうにすごい不満というか、そういうのを感じているように思われます。

また、ちょっと今、市役所、仙台市のそのアンケートのところに戻りますが、それで、この仙台市ではこのアンケートの結果より読み取れることというのは、本当に要するに手続がわかりやすいということが大事なんだということですよ。それで、当たり前かもしれないけれども、そのわかんないことを聞くのがやはり行政の窓口であり、電話であるわけなんです、何度も言いますけれども。そこがやはりわかりやすいということが、本当に非常に大事になってくるわけございまして、アンケートの中でも結果のほうでちょっと触れている部分があるんですけれども、市民が市役所の窓口を利用する頻度というのは、1年以内に住民票等の窓口を利用した人は回答者の54.9%、つまり1人の市民が住民票を取得するには、およそ2年に1回程度ということなんです。言い方を変え

れば、市民の方が市役所を利用すること自体が極めて非日常的なことであるということなんでしょうね。よく利用するサービスだったら、住民の方も、もうこの手続はこうって、すぐ体がもう動くというか、そういうことになるわけですけども、本当に出産、結婚、引っ越し、先ほど町長も言うておられましたけれども、転入・転出届、また、お子さんのいろいろ幼稚園とかのそういうことの手続とか、本当にやはりめったになかなかとらないサービスというか、それなのでやはり町民の方は窓口に対して緊張感も持たれているし、自分が役場に行って、どこに、どういうふうにして行っていいかというのが、まさにやはりわからないという、そういう状況の中にあると思うんですね。それなので、やはりそのアンケートの中で、あらゆる面でわかりやすさというのを求めているんじゃないかなと思うんです。

先ほど町長も総合窓口は県内などでも実施しているところはないということでは言われていたんですけども、そこのところはやはりちょっといろいろな部分で制約もあるかなとは思いますが、私はつい先日、中之条町の対応を見に行かせていただきました。中之条町は、玄関に入ってすぐの見やすいところに大きなわかりやすい字で「案内所」と書かれたカウンターが置かれてありまして、その案内所の下にサブの小さな文字で「お気軽にお尋ねください」と書かれているんですね。それで、女性職員の方が笑顔で迎えてくださって、とてもおもてなしの心を、そういう温かいものを感じました。私は事前に行きますとは言ってなかったんで、本当に突然にお伺いして失礼かと思ったんですけども、本当に見させていただいてよかったと思います。お二人は案内のカウンターに交代交代で座られていて、ご案内や代表電話の対応またはお客様に対するお茶入れのサービスなどを専門にされているということです。「特に気をつけていることってございますか」と聞いたら、やはり今、ご高齢の方が多いので、まずすぐ駆け寄って行って、きょうはどういう御用で町に見えましたかというのを細かく聞いて、それで言葉は悪いですけども、二度手間とかたらい回しとかならないように、その場所に丁寧にご案内されたりか説明をされたりとかということに心がけていますということでおっしゃられていました。

総務課長さんにもお聞きしたんですけども、本当に職員は仕事に集中できますし、町民の方には親切に対応できるので、ありがたいですということでは言われていました。この導入のきっかけになったのは、前はそのカウンターに総務の方を交代交代で置かれていたみたいですけども、いろいろ経費の節減とか、そういうことから考えて、今そのカウンターにつかわれている方は正職員ではないようです。でも、本当に受付のこのプロ意識というか、そういうのを持って臨まれているように見受けられました。

窓口は町民の方との接点となる大切な場所で、非日常的においでになる町民の方のわかりやすさに心を砕く施策とすることが、一生懸命仕事されている職員の方のさらに能率アップにもつながると思いますし、また、町民の方もさわやかな思いで役場を後にできれば、今、みなかみ町が平仮名のみなかみ町になって10周年ということで、本当にまた次の10年に向けて新たなスタートが切れればいいのではないかなと思うんですけども、その辺、町長のご意見をお聞かせください。

町長（岸 良昌君） さて、今、お話がありました。逆のほうから先に言わせていただきます。

手続、書き方、説明、あるいは時間がかかるといったようなことについて、いわゆる専

門分野の話については、やはりそういうことが起きてしまうんだろうなと思っています。

今のご質問の答えは、ぜひ案内カウンターを設置したいということに尽きるわけですが、これについては今までいろいろなご意見があって、それについて対応すべきかということ考えてきたわけですが、このみなかみ町新設になりましてから、ご存じのとおり、全てオープンフロアにしようということで部屋の壁を取っ払ってカウンター型にしたということがあります。これについては、全ての職員がそれぞれの自分の担当する行政サービスについては、自分が対応しようという流れがあったんだろうなと思っています。これを閉鎖的にやれば仕事の能率が上がりますし、窓口で受付を専門にそれを得意とする方にやっていただくと、いろいろな意味での定型的なものについては支障がなくなるというふうに思っています。こここのところのバランスの問題だというふうに思ってきましたけれども、今、ご指摘のように案内カウンター、先ほどちょっと申し上げたように、銀行対応フロアにいる方と申し上げました。ああいう形、これについては民間の方がサービスを提供するというのは非常に適切な業務ですので、そういうあり方というものはあるんだろうなと思っています。

なかなか今、議員ご指摘のメリットもデメリットも承知しておりましたけれども、検討に踏み切れないという部分がありましたけれども、今の高橋議員のご指摘をきっかけに、10周年というご指摘もあります。案内カウンターなりコンシェルジュという形での運営というものを検討したいと思っております。これをいつから導入するか、これはまた、高橋議員だけでなく幅広く議員さんにもご相談しますし、町民のご意見も聞いてというふうに思っております。今の高橋議員のご指摘はそのとおりだと思っております。その方向でひとつ検討を始めさせていただきたいと思っております。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） そうしましたら、町民目線でさらなるまたご検討、よろしく願いいたします。

そして、今後さらに高齢化が進み、対応に当たっても丁寧に時間をかけなければならなくなることも思います。また、いろいろな意味で行政サービスの多様さとかも求められます。説明など、どうしても人に頼る部分になるかと思いますが、住民票や印鑑証明など、発行することは機械でもできるものです。来年からはマイナンバー制度の導入等もありますし、本当に今、各自治体で低コストということいろいろな研究とかをされているみたいです。コンビニなどを活用してやると、かなり低コストで抑えられるようなんですけども、ただ、これは先ほど原澤議員のご指摘もあったように、このマイナンバー制度ということで、今、町長が細かく答えていただいたので、私のところでは本当にやはりこれから財政的な面から考えたりとか、町民サービスの向上というところから考えたりとかというところで、本当にやはり時代に即応した、また、そういういろいろなシステム上の弊害等もいろいろ考えていただいて、町での直接のサービス向上についてのいろいろ機械の導入等についてもご検討いただければと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 例えば住民票の自動交付機、この設置でございます。これについては窓口で有人でやるよりもスピーディーに証明書の発行が受けられるというメリットがあるというふうに聞いております。その一方で、他人が利用する、あるいは安易に発行を受けられる、個人情報管理の対策が重要だということも言われております。住民票が実際どのぐらい出ているかといいますと、平成26年で本庁窓口で6,000件、両支所でそれぞれ1,500件ということで発行されております。

また、マイナンバーの話がありますけれども、住民基本台帳カード、この発行数が現在539枚ということでもありますので、まだ導入コスト、ランニングコスト等の調査をして、必要だろうというところまでは検討が進んでおりません。そういうこともありまして、県内の市町村でいわゆる自動交付機を設置しているところはないというふうに聞いておりますけれども、逆に今、ご指摘のコンビニエンスストアなど、身近な生活の場所において即時に発行できるコンビニ交付と、これに取り組む自治体は全国的にはふえていて、全国で100団体程度が導入し、県内はまだだというふうに聞いております。

これ、先ほどのマイナンバーの話になりますけれども、マイナンバーの運用に合わせまして、今、言ったコンビニ普及の導入手続を簡素化して、いろいろな条例だとか住民の利用申請をしなくても導入ができるというようなことを考えているようです。これについては、総務省の筋で細かく検討したわけではありませんけれども、導入するときには標準的なケースで2,100万円で、現行よりも800万円ほど安くなると言っていますので、多分今は3,000万近く導入にかかっているのかなと思っています。証明書の発行サーバー、それをマイナンバーということで広がれば、近隣市町村と共同でクラウド化するというようなことで経費が安くできるということも言われております。

いずれにしても、マイナンバーの実際の普及がどこまで進むのか、安心・安全がどれだけ確保できるのかという中を見ながらやっていく話ですけれども、いわゆる窓口の自動発券機というよりは、コンビニの発給交付という形を検討することになるかと思っております。しかし、今、申し上げたような前提条件が幾つかありますので、もうちょっと先になることかな。各種の情報をとりながら、いつでも検討できるという状況はつくっておきたいと思っております。

議 長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1 番（高橋久美子君） やはり町民の方とは、やはりそういう住民票とか、そういう証明書をとる場所というのは、本当にやはり時間と場所というのは大きなサービス要件になりますので、今後やはり観光の町としていくみなかみとしても、そういった部分でコンビニでとれたりとかということが進められれば、サービス向上にはつながると思っておりますので、また、よろしくご検討のほうお願いいたします。

それで、次に、耳マークの設置についてということでお聞きしたいと思っております。

これも町民サービスの中の一環としてお聞きするわけですが、聞こえない、聞こえにくいということは、周りの人から理解されにくく、誤解を受けることもあり、人知れず苦労することがあります。また、耳が不自由だって伝えるのにはとても勇気が要ることです。

そこで、耳マークは外見からは耳が不自由だとわからない人でも、マークを指すだけで視聴覚障害がある方とわかり、スムーズに各種の手続きができるように、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が考案、普及に取り組んでいるものです。病院や金融機関、役所の窓口等に設置箇所がふえています。

昨年9月の当町の定例会でも、手話言語法案の制定を求めた意見書提出が全会一致で可決されました。このことから聴覚障害がある方が気軽に窓口を利用できるためにも、各窓口に耳マークの設置のお考えはございますでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 耳マークの話につきましては、今、議員ご指摘のとおりでございます。改めて勉強させていただきました。近隣市町村で沼田市と片品村、これがカード式のものを記載台に置いているということで教えていただきました。

耳マークの設置は聴覚障害のある人が気軽に利用できる窓口とするためだということですが、一般の来客等に対しましても、聴覚障害がある方に対応している、あるいはさまざまな障害がある人への優しさを広げていくというきっかけにもなるために、非常に必要なことだというふうに思っています。ぜひ、わかりやすくという窓口職員、窓口職員と限定しないとさっき申し上げたところですが、難聴の障害者に限らず障害の方であるとか必要な筆談等を交え、親切な丁寧な対応、これについては心がけてきているつもりです。とは言いながら、耳マークが設置してあって、聴覚障害がある方が気軽に利用しやすいという窓口にするためにも、ぜひこの耳マークですね、これを導入したいと思っております。これについては、本日のご指摘を受けまして、来年とか来月とかいうんじゃないで、できるだけ早く、恐らく総務課長なり、あるいはそれぞれの課長が窓口に置くという作業については早急にやってくれると思いますし、これについては補正予算を組まなくても大丈夫な話ですから、すぐやらせていただきたいと思っております。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 先ほど町長からお話がありましたが、本当にこのマークを掲げていくということが、さまざまな障害がある方々への優しさを広げていくことにつながっていくものだと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、次の質問に移らせていただきます。

これも窓口業務というかサービスの中の一環として、町民の方からよくお声をいただいているんですけども、期日前投票がございまして、選挙において。その期日前投票のときに、宣誓書を出してサインをするわけですけども、あとはちょっとした質問等もございまして、そういったときにやはり何か緊張されて頭が真っ白くなってしまったりとか、あとやはり高齢者の方で、手とかに不自由がある人は書くのが大変だとか、そういったお声を聞いています。平成15年12月施行の公職選挙法の一部の改正によって、期日前投票が創設され、これにより前の不在者投票よりも格段にしやすくは、投票手続の簡素化が図られて、しやすくはなったんですけども、それでもまだそういうちょっと上がってしまうとか、こういう緊張感があるかという、そういうやはりお声を聞きます。

それで、今、各自治体では、さらに期日前投票がやりやすいように、また、そういう高齢者の方、また、障害者の方などがさらにやりやすくという配慮で、期日前投票に必要な宣誓書を投票入場券の裏面に印刷して郵送したりまたはダウンロードですか、それで宣誓書を事前にとって当日持って行って、すぐそこで投票できるようなシステムを取り入れているところの自治体が多いようです。県内でも高崎市、前橋市、渋川市、沼田市、安中市、みどり市、吾妻町など、本当に多くの自治体が実施しているようです。

当町でも、町民の方がさわやかな気持ちで、より投票しやすくするために投票所入場券の裏面に宣誓書及び投票用紙交付請求書を印刷し、郵送するお考えはございますでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ええ、期日前投票、これについて今、ご指摘のとおりです。法律改正によって平成15年12月1日からということもそうですし、それで、そのときにやはり投票日に仕事や、業務があるという方が不在者投票と同じように理由を書いて宣誓書を提出しなきゃいけないと。これについて現況で申し上げますと、入場券をまず持ってきていただいて本人確認をし、その後でA4サイズの宣誓書に期日日来られない理由と署名をいただいて、投票していただくという形でやっています。そしてまた、期日前投票というのは投票率の向上や有権者の意識向上の上に非常に有効な手段ということで、現在、評価されておりまして、入場券の中に宣誓書が書けるようにしておけば、その現場に来たときの投票者が緊張しなくて済むと、今のお言葉ですし、事務についても簡素化できる。そして、投票時間の短縮にもつながるとのことなので、わかりやすく言うと、今、検討を進めているところです。

今、発行しています入場券、これについてはサイズの問題で裏面に宣誓書を印刷すると、文字が小さくなり過ぎて、ちょっと不便だということがありますので、入場券のサイズも変えなきゃいかんだろうと。そうすると、配布、配布も今までどおり郵送だと思えますけれども、封筒を変えるとか、あるいはいずれにしても、それらを発行するためのシステムをつくり直さなきゃいかんということで、これらの費用を今、検討しているところでございます。そしてまた、入場券の裏に宣誓書を入れた場合、事前に記入してきていただくということですから、現場における受付時のということですかね、本人確認の方法、あるいは処理マニュアル、これらについて見直す必要があるということで、これを並行してやっております。

結論的にお答え申し上げますと、7月に想定されています群馬知事選挙までは、今、申し上げた検証準備が進んでいませんので、できませんけれども、その後、当面予定されている28年度の執行予定の参議院議員選挙、これまでに実施導入するということを目指して検討を急いでいるところです。

議長（河合生博君） 高橋さん。

（1番 高橋久美子君登壇）

1番（高橋久美子君） 県としても、県民の投票機会を確保するために、市町村の選挙管理委員会に投票時間の繰り上げ中止を再三要請してきて、それに応えたのはうちの町だけだったと

というような新聞報道もございましたが、本当にぜひとも投票率アップにもつながる要因です。この辺のところ、28年の参議院選挙に向けてということでご準備のほう、よろしくお願いいたします。

本当に先ほども述べましたが、役場の窓口は町民の方、観光客の方など、さまざまな方が利用される、ある意味、非日常的なところですが、だからこそ、わかりやすさをもとにした観光の町として、おもてなしの心で、また、町民の方に寄り添った心で窓口サービスが展開されることを期待しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合生博君） 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

散 会

議長（河合生博君） あす6月10日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(15時25分 散会)